

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン (第3次改訂版)

野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画
(計画期間：平成27年度～平成31年度)

素案

平成27年●月

野田市

■目 次

総 論

第1章 プランの概要	
1 プラン策定の趣旨	1
（1）ひとり親家庭の全国の現状	1
（2）国の対応	1
（3）千葉県の対応	2
（4）野田市の対応	2
2 プランの位置付け	3
3 プランの計画期間と推進体制	3
4 用語の定義	4
第2章 ひとり親家庭等の現状	
1 離婚件数等の推移	5
2 ひとり親家庭の世帯数等の推移	6
3 ひとり親家庭等の状況	7
（1）母子及び父子家庭の状況	8
（2）寡婦の状況	37
第3章 プランの基本的な考え方	
1 プラン見直しに当たって	43
2 基本目標	43
（1）6つの基本目標とその趣旨について	43
3 各基本目標における現状と課題及び施策の方向と取組	44
（1）現状と課題・施策の方向・主な取組	44
（2）国の制度改正について施策への反映	47
（3）施策の整理について	47
4 施策の体系	49
（1）施策の事業番号一覧	50

各 論

第4章 具体的施策の展開	
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	51
2 就業支援の拡充	57
3 子育て支援の充実	65
4 居住支援の充実	72
5 養育費確保のための支援策の推進	77
6 経済的支援の推進	80

第1章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨

(1) ひとり親家庭の全国の現状

平成 22 年の国勢調査による全国のひとり親世帯数は、母子世帯（他の世帯員がいない世帯）が 755,979 世帯で、前回平成 17 年調査時の 749,048 世帯と比べて 0.9%の増加となっています。母子世帯になった理由は離婚が 82.0%（前回 79.7%）、死別が 7.9%（前回 9.7%）、未婚の母が 10.1%（前回 6.7%）となっており、特に未婚の母の割合が増えています。また、父子世帯については 88,689 世帯で、平成 17 年の 92,285 世帯と比べてやや減少しています。

平成 23 年の全国母子世帯調査（厚生労働省）による児童扶養手当の受給者数は、108.3 万人で、前回調査の平成 18 年より 12.7 万人の増加となっていますが、これは平成 22 年 8 月から父子家庭が支給対象となったことが要因です。

経済的状況を見ると、母子世帯の 1 世帯当たりの平均収入は 223 万円で、前回調査の 211 万円から若干改善していますが、全世帯の平均所得金額 594 万円（平成 24 年の国民生活基礎調査）に比べて低い水準であり、依然厳しい状況が続いています。

就業状況では、母子世帯の母の 80.6%が就業していますが、就業している者のうち、正規の職員・従業員が 39.4%、パート・アルバイト等が 47.4%となっています。

平成 21 年 11 月に厚生労働省が発表したひとり親家庭の「相対的貧困率」は 54.3%となっており、経済協力開発機構（OECD）の集計では、加盟 30 か国中で最も高くなっています。国民全体では相対的貧困率が 15.7%（世界ワースト 4 位）となっており、ひとり親家庭が貧困率を押し上げている結果となっています。

このような中、国は平成 26 年 1 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年 8 月には貧困対策を総合的に推進するため、教育支援や保護者への就労支援などを位置付けた「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

(2) 国の対応

国のひとり親家庭等への対策については「母子及び寡婦福祉法」に基づき、平成 20 年 4 月、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、母子家庭等に対する子育て・生活支援策、就業支援策等を柱とした総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきたところです。

また、平成 25 年 3 月、「母子家庭の母及び父子家庭の就業に関する特別措置法」が施行され、子育てと就業の両立が困難な状況に置かれている父子家庭の父の就業に関する支援の充実が位置付けられています。

さらに、同年 8 月に社会保障審議会児童部会の専門委員会がまとめた「ひとり親家庭への支援施策の在り方」についての中間まとめでは、子どもへの影響の観点からでもできる限り就業自立を目指すべきとしながらも、直ちには自立が困難な家庭もあることから、状態に応じた自立支援が必要であり、福祉、保健、教育、法務など多岐にわたった関係

機関との連携が不可欠とし、相談窓口の整備やニーズを踏まえたメニューの充実などを施策の方向性とし、今後、この中間まとめに沿って進めていくこととしています。

(3) 千葉県の対応

千葉県においても「母子及び寡婦福祉法」に基づく都道府県母子家庭等自立促進計画である「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を策定し、現在、第2期計画に位置付けた子育て支援や就業支援、養育費確保対策などの施策を進めています。

このプランの計画期間は平成26年度までとなっていることから、これまでの取組の成果を踏まえ、平成31年度までの新たな計画を策定※することとしています。

※ 千葉県の次期計画は、子ども・子育て支援法に基づく県事業計画に包含する。

(4) 野田市の対応

野田市においては、厳しい生活環境に置かれているひとり親家庭を支援するために、就労支援、居住支援、育児支援など幅広い分野にわたる総合対策として、平成14年11月には「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を千葉県や他市に先んじて策定し、自立に向けた支援策を総合的・計画的に推進してきました。

平成18年3月改訂の第2期プランでは、さらに自立支援に重点を置いた施策を配し、「養育費確保のための支援策の推進」を加えた7つの基本目標を設定し、各種施策に取り組んでいます。

また、野田市は、平成15年度から独自の「野田市父子家庭等支援手当」を創設するなど（平成22年度に父子家庭が児童扶養手当の支給対象となり、「養育者等支援手当」に改編しました。）、かねてから先進的な施策に取り組んでおり、ほかにも野田市母子寡婦福祉会との連携による「養育費確保のための法律相談」や「母子家庭等日常生活支援事業」の実施、母子・父子自立支援員と市独自の無料職業紹介所との連携によるひとり親家庭向け求人情報の開拓と提供など、自立に向けた実効的な施策を積極的に推進しているところです。

2 プランの位置付け

本プランは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(※)に基づく「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を指針とする「野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画」の第3次改訂版として策定し、「野田市エンゼルプラン(第4期計画)」に位置付ける重点施策「ひとり親家庭の自立支援の推進」を図るための具体的な計画とします。

野田市エンゼルプラン(第4期計画)
(野田市子ども・子育て支援事業計画)
施策体系及び重点施策に「ひとり親家庭の自立支援の推進」を位置付ける。



個別計画として別立てする。

野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第3次改訂版)

※父子家庭への支援の拡大のため、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。平成26年10月1日に施行されました。

3 プランの計画期間と推進体制

本プランの計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とし、上位計画である「野田市エンゼルプラン」の計画期間に合わせて見直しを行うこととします。

また、プランの推進にあたっては、福祉や雇用の関係機関及び関係団体と連携を図りながら施策に取り組み、進捗状況については野田市児童福祉審議会に適宜報告します。

【策定経過】

プランの名称	計画期間
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン	平成14年11月から 平成18年3月まで
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン (野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画)	平成18年4月から 平成23年3月まで
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第2次改訂版 (野田市母子家庭及び寡婦自立促進計画)	平成23年4月から 平成27年3月まで
野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第3次改訂版 (野田市母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画)	平成27年4月から 平成32年3月まで

4 用語の定義

この計画における用語は、次のように定義します。

用 語	定 義
母 子 家 庭	配偶者のいない（離婚、死別、未婚又は配偶者が生死不明、遺棄、精神又は身体の障害、拘禁などで長期にわたって労働能力を失っている）女子で現に 20 歳未満の児童を扶養している家庭
父 子 家 庭	配偶者のいない（離別、死別、未婚又は配偶者が生死不明、遺棄、精神又は身体の障害、拘禁などで長期にわたって労働能力を失っている）男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している家庭
寡 婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
ひ と り 親 家 庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦

※ 児童扶養手当は児童扶養手当法の規定により 18 歳の年度末までの児童を対象としていますが、本計画においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、20 歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

第2章 ひとり親家庭等の現状

1 離婚件数等の推移

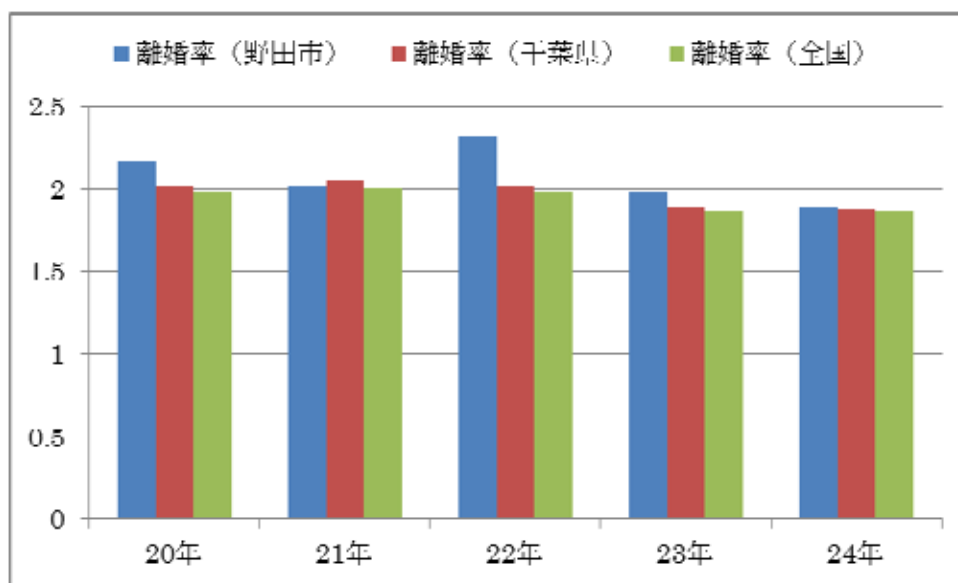
野田市の離婚件数は、平成20年から平成24年までの5年間の推移を見ると、直近の2年間では、やや減少している傾向が見られます。

また、人口1,000人当たりの離婚率も同様に推移しており、平成24年は千葉県及び全国と近い数値になっています。

【離婚件数及び人口1,000人当たり離婚率の推移と比較】(人口動態調査)

区分/年	20年	21年	22年	23年	24年
離婚件数	335	312	358	308	293
離婚率(野田市)	2.17	2.02	2.32	1.98	1.89
離婚率(千葉県)	2.02	2.06	2.02	1.89	1.88
離婚率(全国)	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87

平成25年の離婚件数
312件

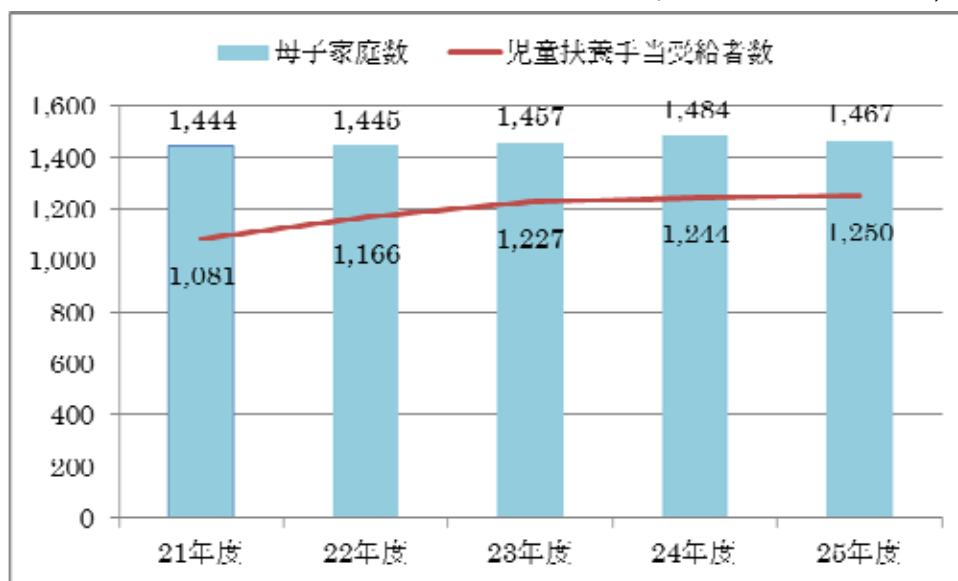


2 ひとり親家庭の世帯数等の推移

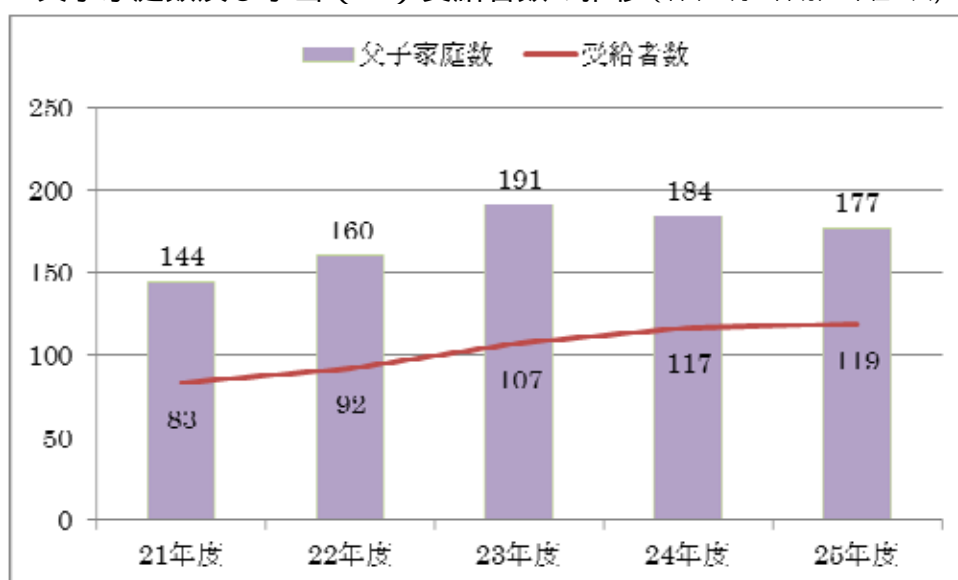
平成 25 年度末現在、市内に居住する母子家庭数は 1,467 世帯、父子家庭数は 177 世帯となっており、母子家庭については、この 5 年間の推移では若干増加傾向がありますが、ほぼ横ばいとなっています。一方、父子家庭数は、5 年前との比較では約 2 割の伸びが見られます。

児童扶養手当については、平成 22 年 8 月から父子家庭も支給対象となったため、野田市独自の制度として創設した父子家庭等支援手当は養育者支援手当として再編しました。

母子家庭数及び児童扶養手当受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在 単位：人）



父子家庭数及び手当（ ）受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在 単位：人）



（※）手当は 22 年 7 月まで「父子家庭等支援手当」22 年 8 月から児童扶養手当。

3 ひとり親家庭等の状況

「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果から

平成 25 年度に実施した意識調査の結果と前回（平成 20 年度）実施の意識調査の結果について、「住宅」「養育費」「就労状況」「収入」などについての状況を比較したところ、今回の意識調査の結果では、母子家庭の母の就労収入が相変わらず低く、収入アップのため転職の希望が大きいこと、そのための資格の取得を希望していることなどが高い意向として現れています。

意識調査の実施概要

項目	実施時期	調査対象	回答数及び回答率
今回	平成 25 年 8 月	母子家庭 1,476 人	母子家庭 921 人（62.4%）
		父子家庭 171 人	父子家庭 87 人（50.9%）
		寡婦 196 人	寡婦 175 人（89.3%）
前回	平成 20 年 8 月	母子家庭 1,395 人	母子家庭 824 人（59.1%）
		父子家庭 139 人	父子家庭 74 人（53.2%）
		寡婦 150 人	寡婦 124 人（82.7%）

(1) 母子及び父子家庭の状況

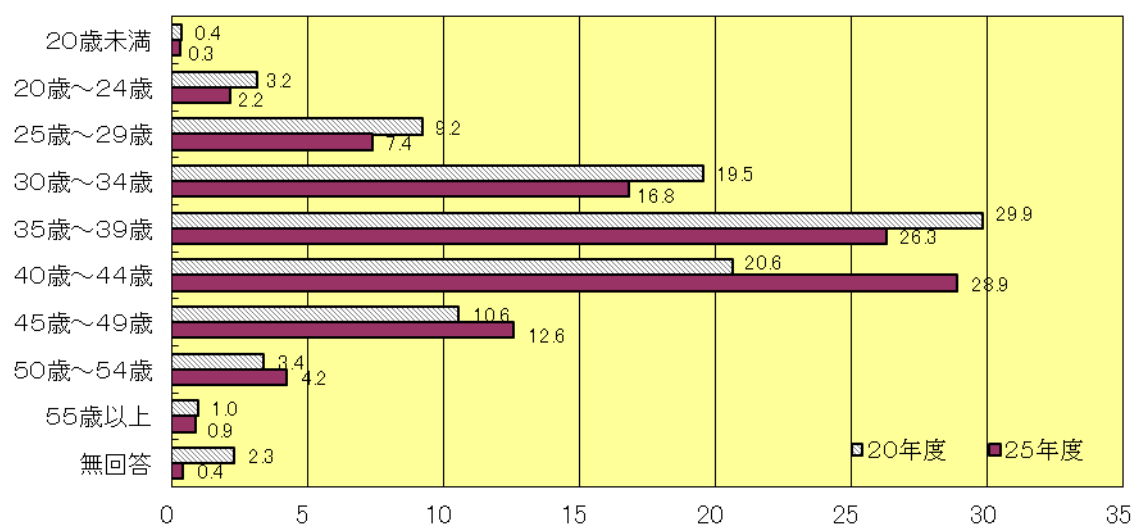
<1> 世帯の状況

ひとり親家庭の年齢

前回調査時との比較では、母子家庭の母は30歳代の割合が減り、40歳代の割合が増え、また、父子家庭の父は30歳代前半と40歳代後半の割合が増えており、いずれもひとり親家庭になってからの期間が長くなっていることが現れています。

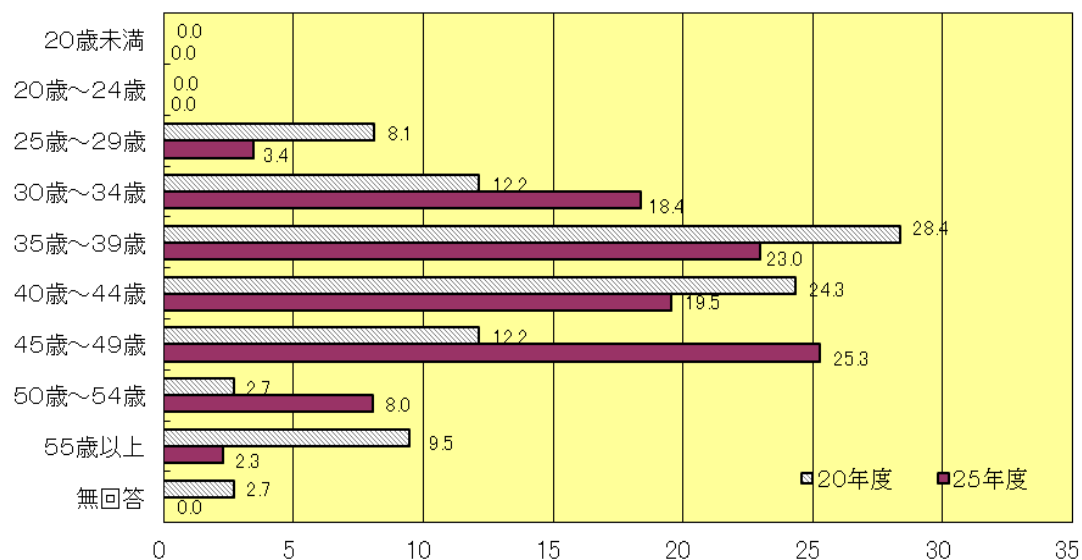
母子家庭の母の年齢

(単位：%)



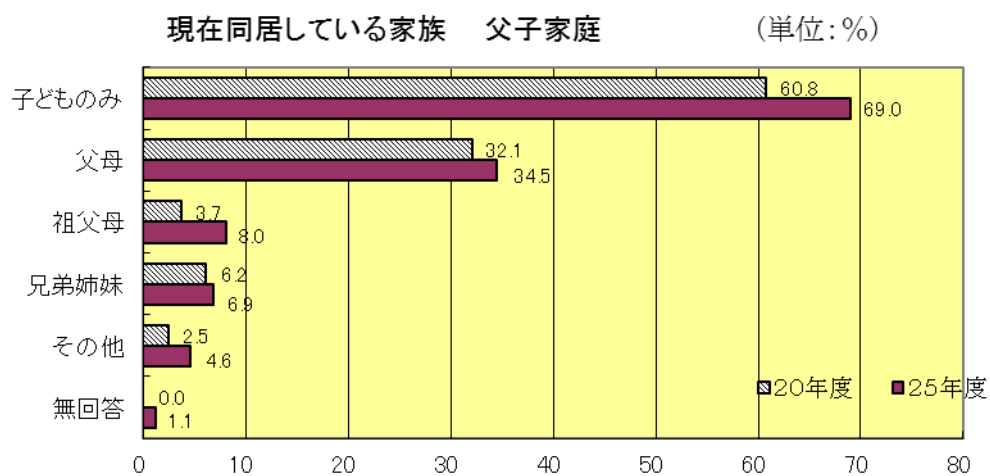
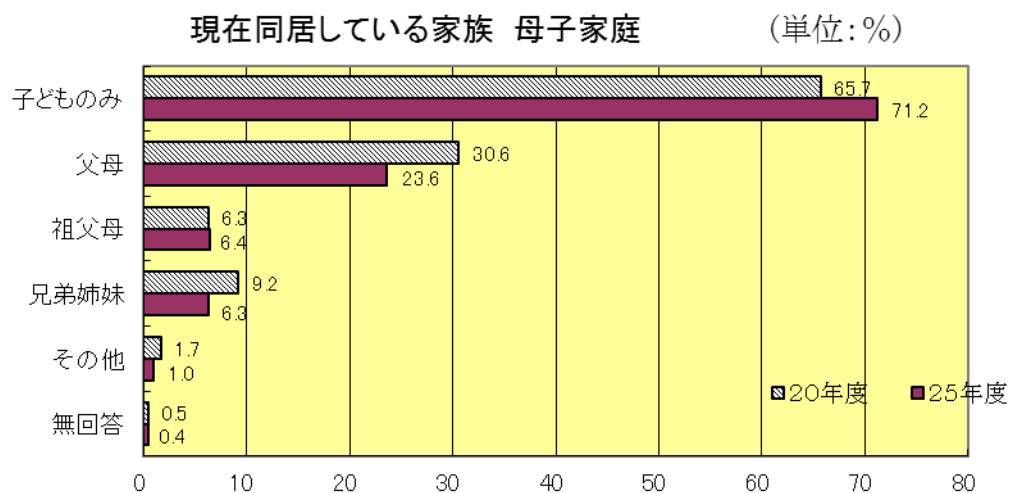
父子家庭の父の年齢

(単位：%)



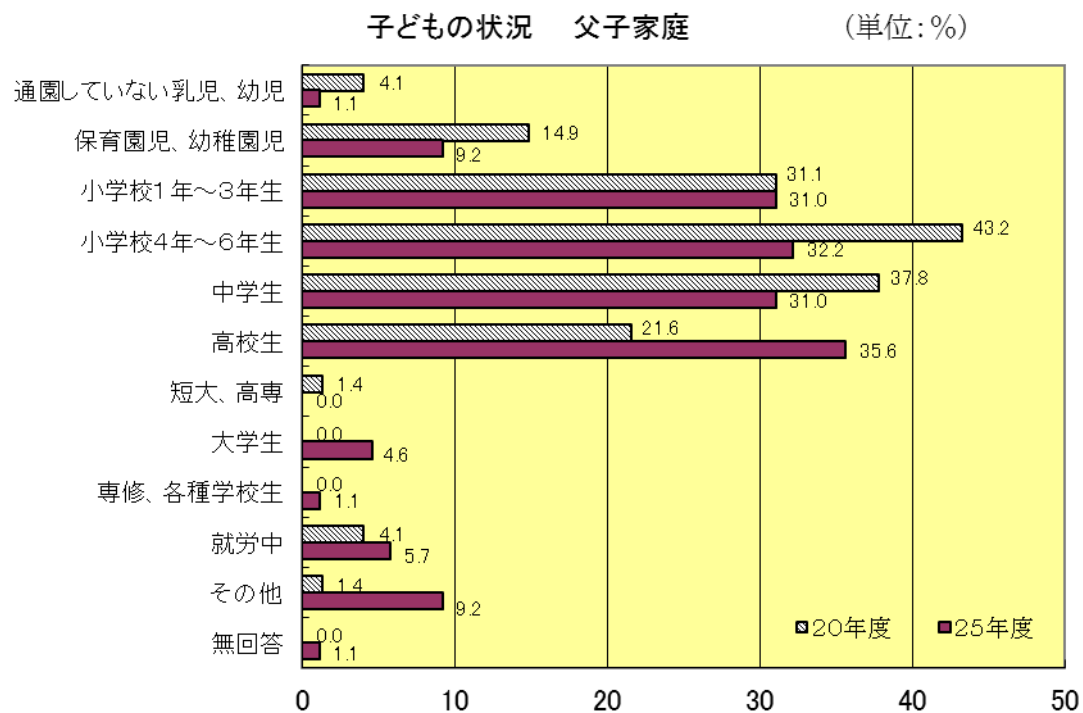
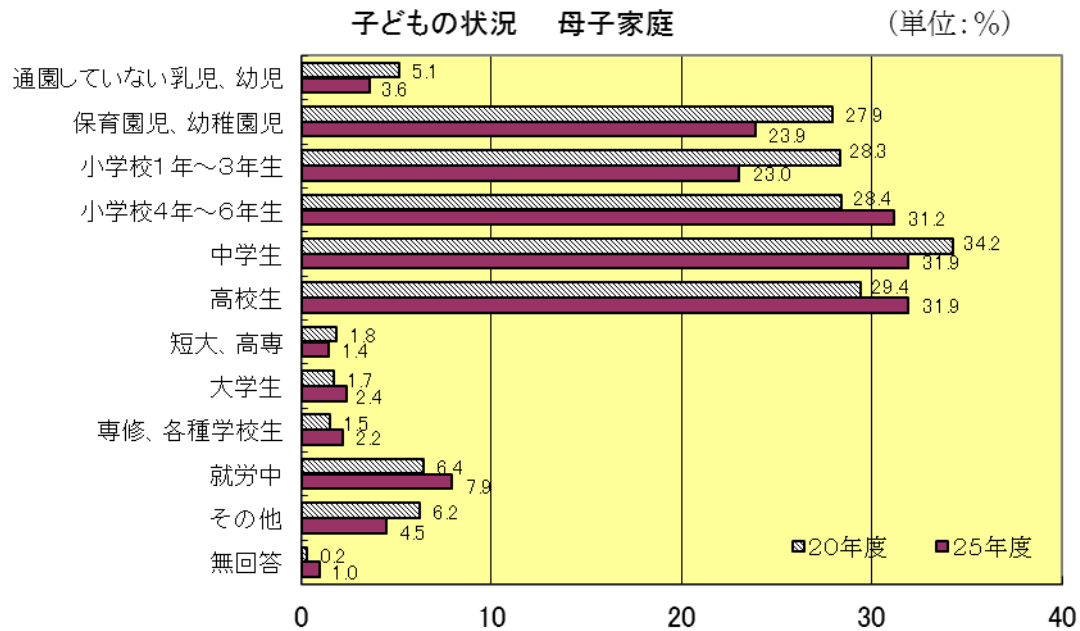
② 家族構成

母子家庭、父子家庭とも、親本人と「子どものみ」で暮らしている世帯が前回調査時よりも増えており、**核家族化が進行しています**。子どもの人数について、母子家庭は「1人」が47.4%（前回調査47.3%）、父子家庭は「1人」が51.7%（前回調査51.4%）となっています。



子どもの状況

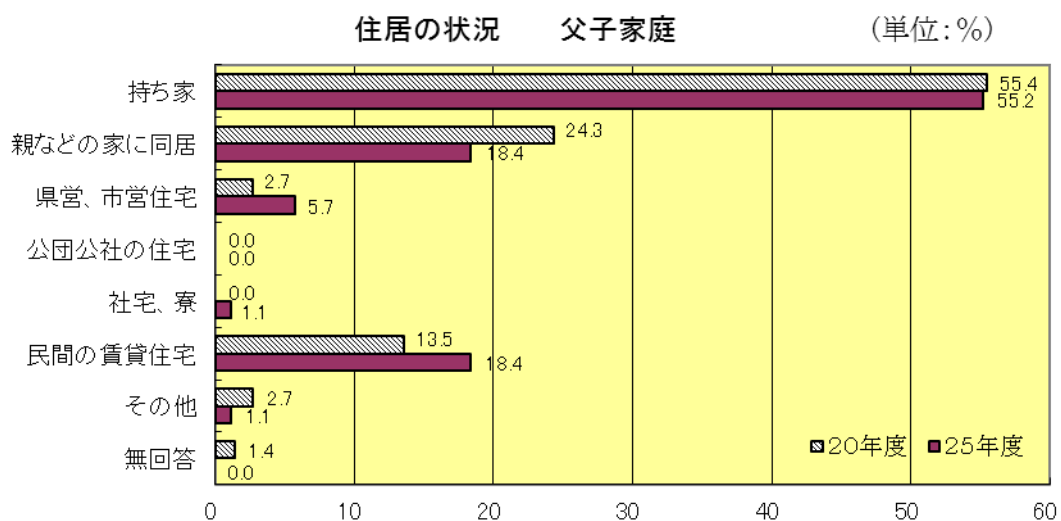
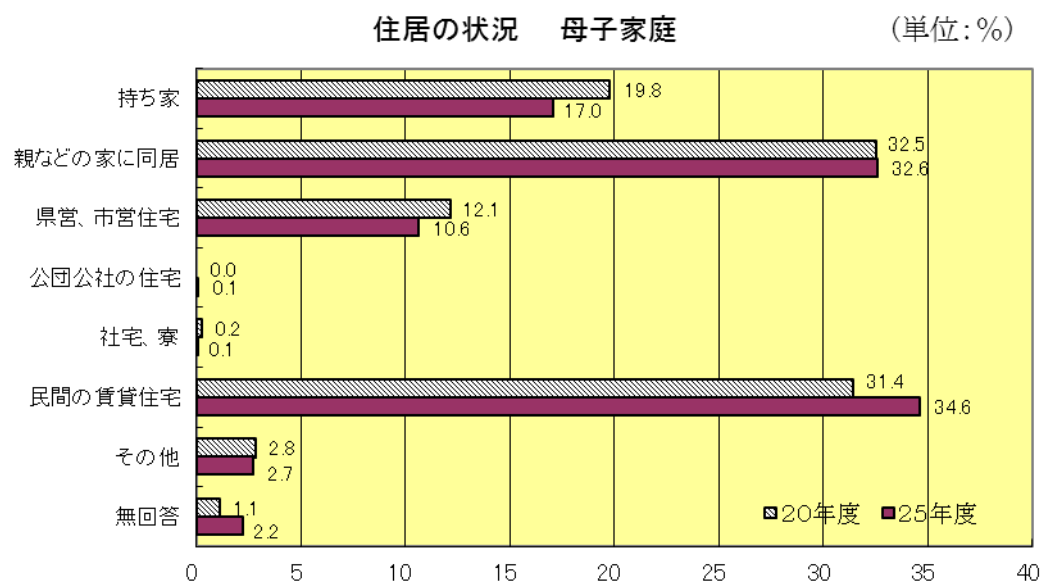
子の就学等の状況について、母子家庭は「小学生」が54.2%（前回調査56.7%）、父子家庭は「小学生」が63.2%（前回調査74.3%）となっており、ひとり親家庭になってからの期間が長くなっていることから、子の学年も上がっています。



<2> 住居の状況

住居の状況

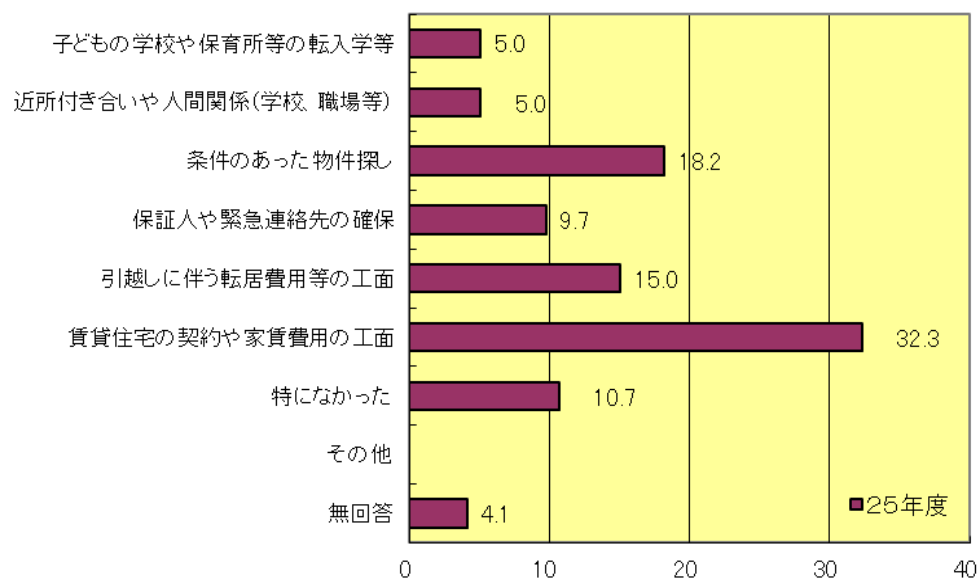
住居の状況について、母子家庭は「親などの家に同居」が32.6%（前回調査32.5%）、
「民間の賃貸住宅」34.6%（前回調査31.4%）、父子家庭は「持ち家」が55.2%（前
回調査55.4%）、「親などの家に同居」が18.4%（前回調査24.3%）となっており、
子の成長とともに民間賃貸住宅に転居していることが考えられます。



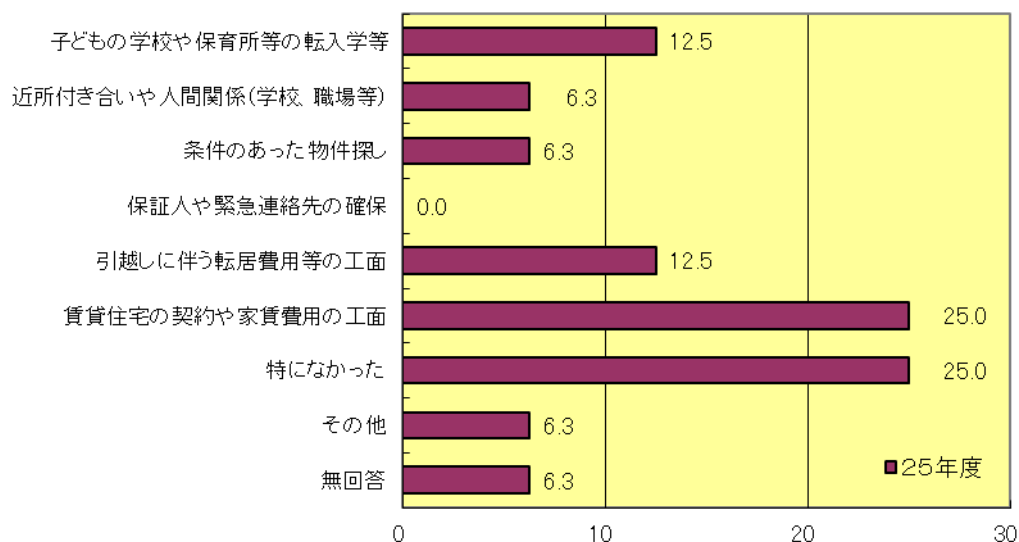
民間の賃貸住宅入居時の苦労

民間の賃貸住宅入居時の苦労について、母子家庭は「賃貸住宅の契約や家賃費用の工面に苦労した」が 32.3%（前回調査 48.6%）、父子家庭も同様に「賃貸住宅の契約や家賃費用の工面に苦労した」が 25.0%（前回調査 25.0%）となっています。

民間の賃貸住宅入居時の苦労 母子家庭 (単位: %)



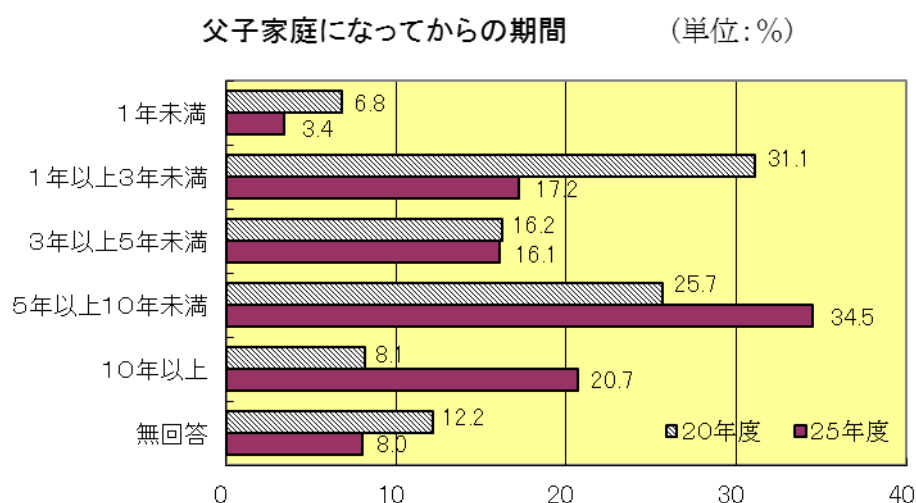
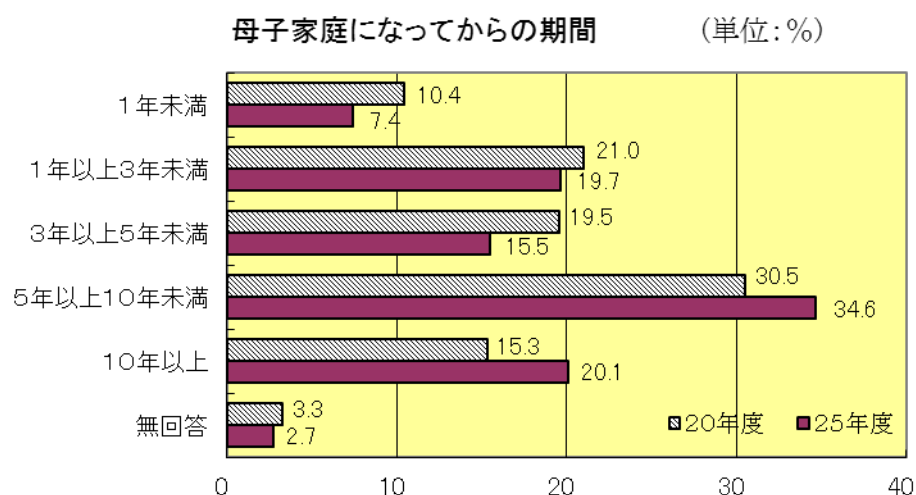
民間の賃貸住宅入居時の苦労 父子家庭 (単位: %)



<3> ひとり親家庭になった理由など

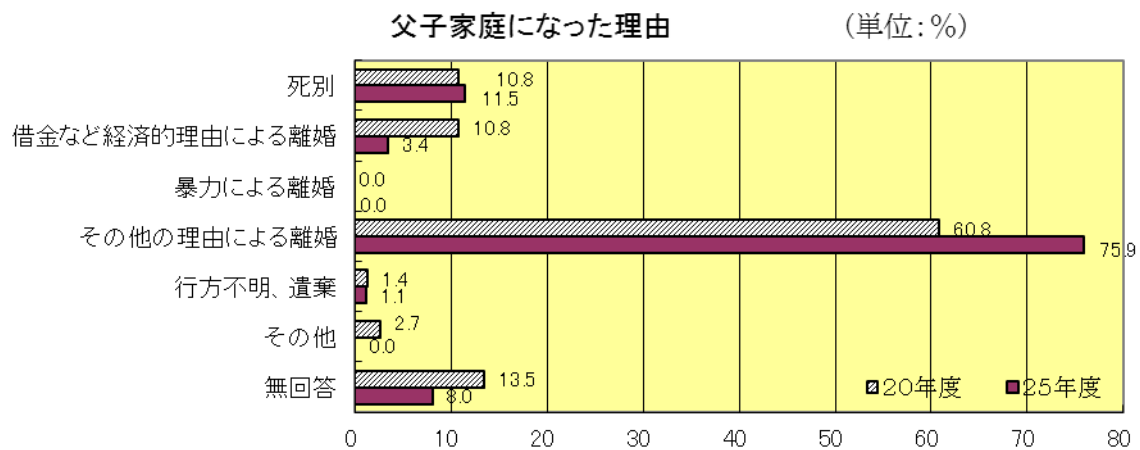
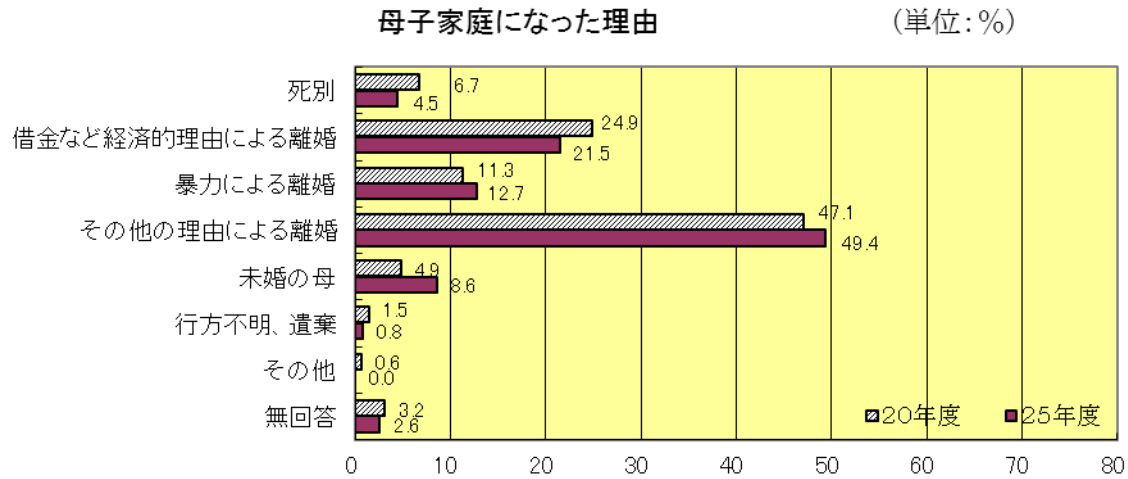
ひとり親家庭となってからの期間

母子家庭となってからの年数は、5年未満の世帯が42.6%（前回調査50.9%）、父子家庭となってからの年数は、5年未満の世帯が36.7%（前回調査54.1%）と前回調査よりも低い割合になっており、ひとり親家庭になってからの期間が長くなっています。



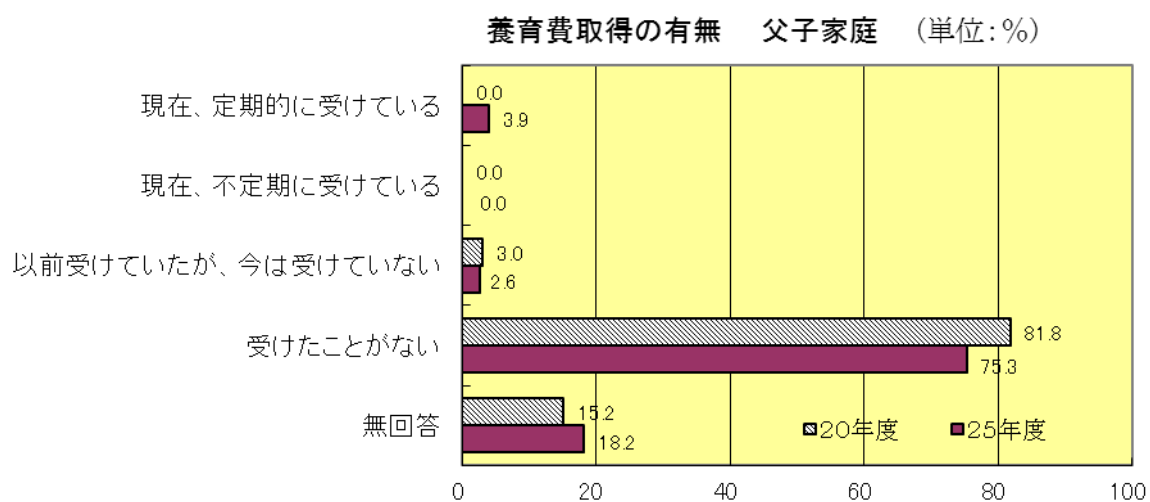
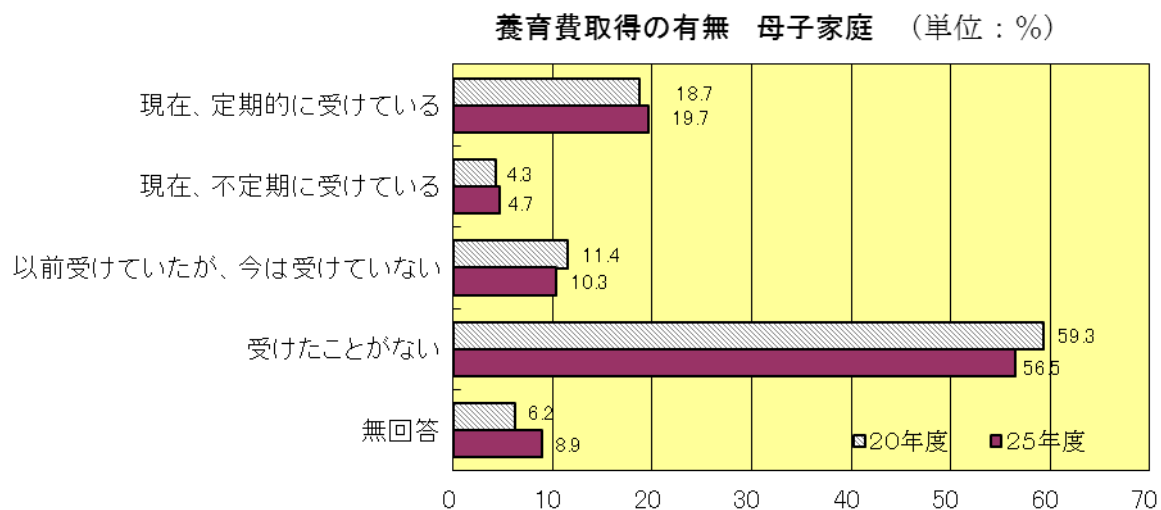
ひとり親家庭になった理由

母子家庭は「離婚」が圧倒的に多く、83.6%(前回調査 83.3%)、父子家庭も「離婚」が90.8%(前回調査 71.6%)となっています。また、未婚の母についても8.6%と前回調査の4.9%より増えています。



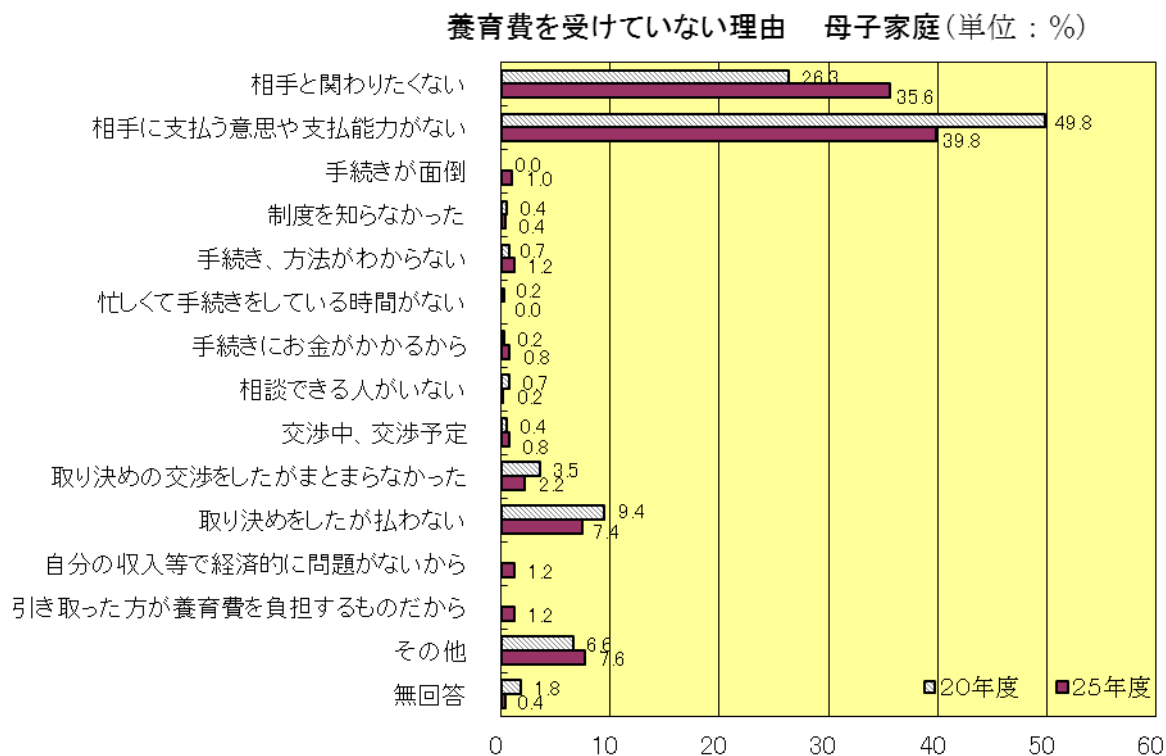
養育費取得の有無

母子家庭は「現在、定期的に受けている」が19.7%(前回調査18.7%)、「受けたことがない」が56.5%(前回調査59.3%)、父子家庭は「受けたことがない」が75.3%(前回調査81.8%)となっており、受けていない割合が相変わらず高い状況となっています。

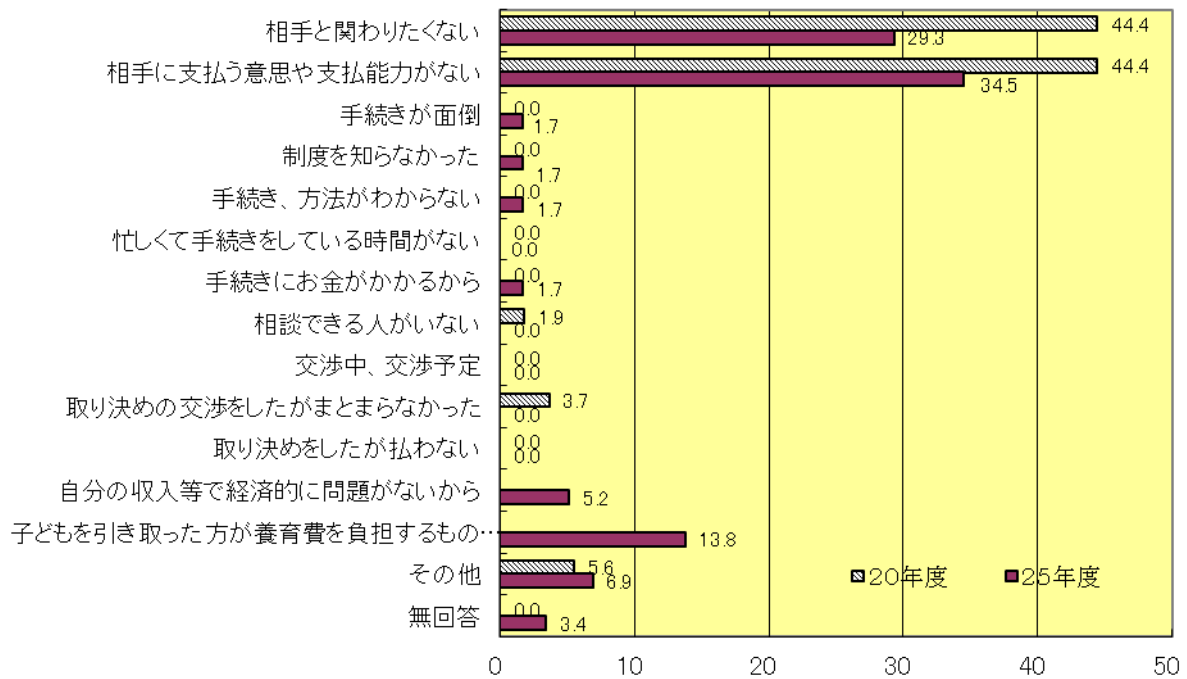


養育費を受けていない理由

「相手に支払う意思や支払能力がない」が母子家庭は 39.8%（前回調査 49.8%）、父子家庭は 34.5%（前回調査 44.4%）ですが、「相手と関わりたくない」の割合が母子家庭で 35.6%（前回調査 26.3%）と増えています。



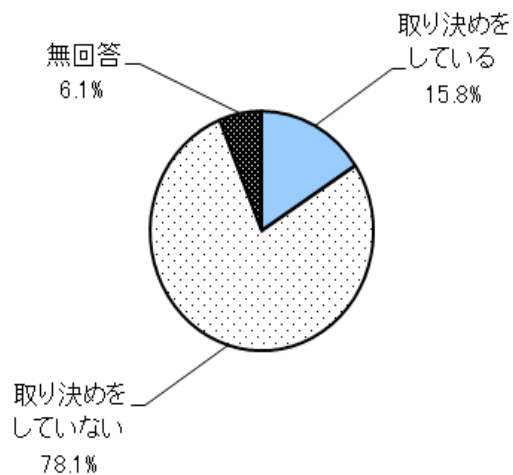
養育費を受けていない理由 父子家庭 (単位: %)



面会交流の取決め

母子家庭について、父親と子どもの定期的な面会交流を「取り決めている」が 15.8%、「取り決めてしていない」が 78.1%となっています。

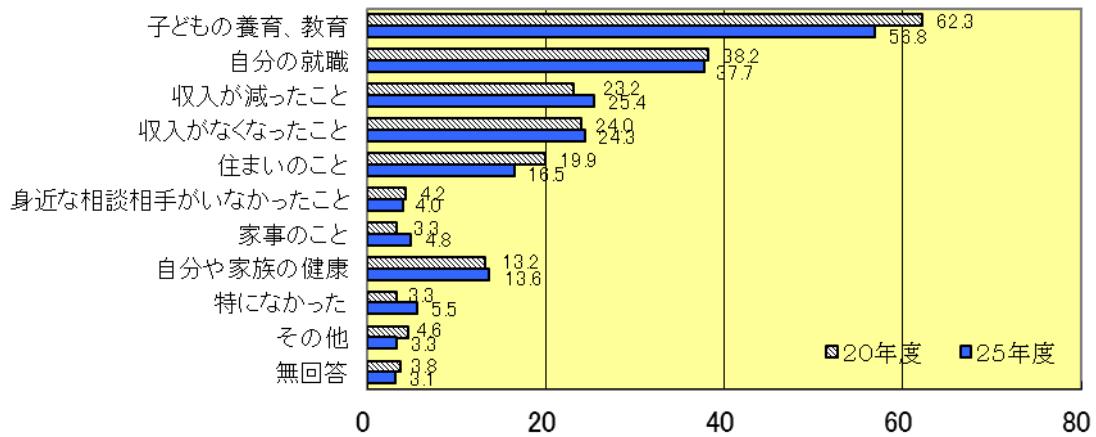
父親と子どもの定期的な面会交流



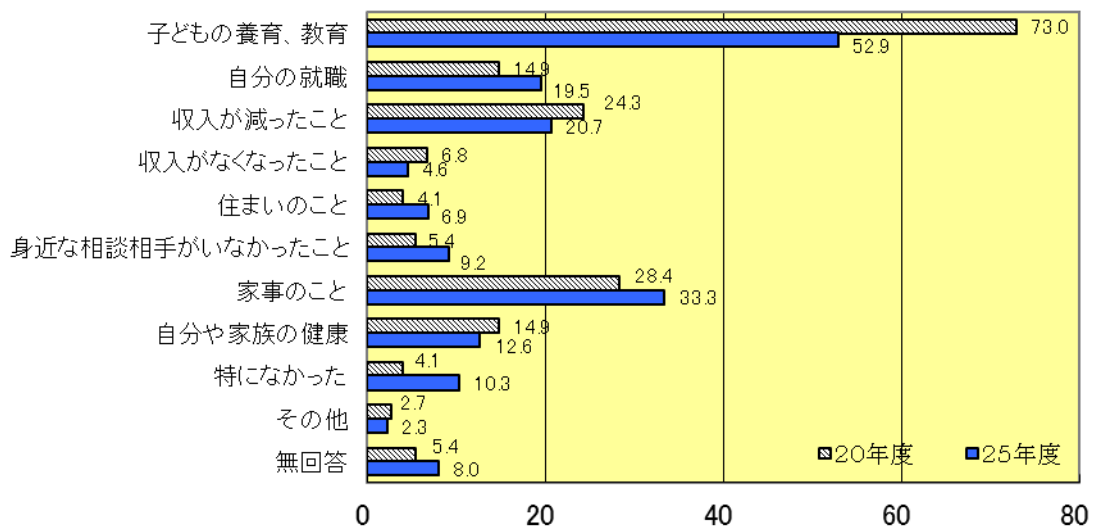
ひとり親家庭になった直後の悩み

母子家庭は「子どもの養育・教育」が55.8%(前回調査62.3%)、父子家庭は、「子どもの養育・教育」が52.9%(前回調査73.0%)となっています。

母子家庭になった直後の母の悩み (単位: %)

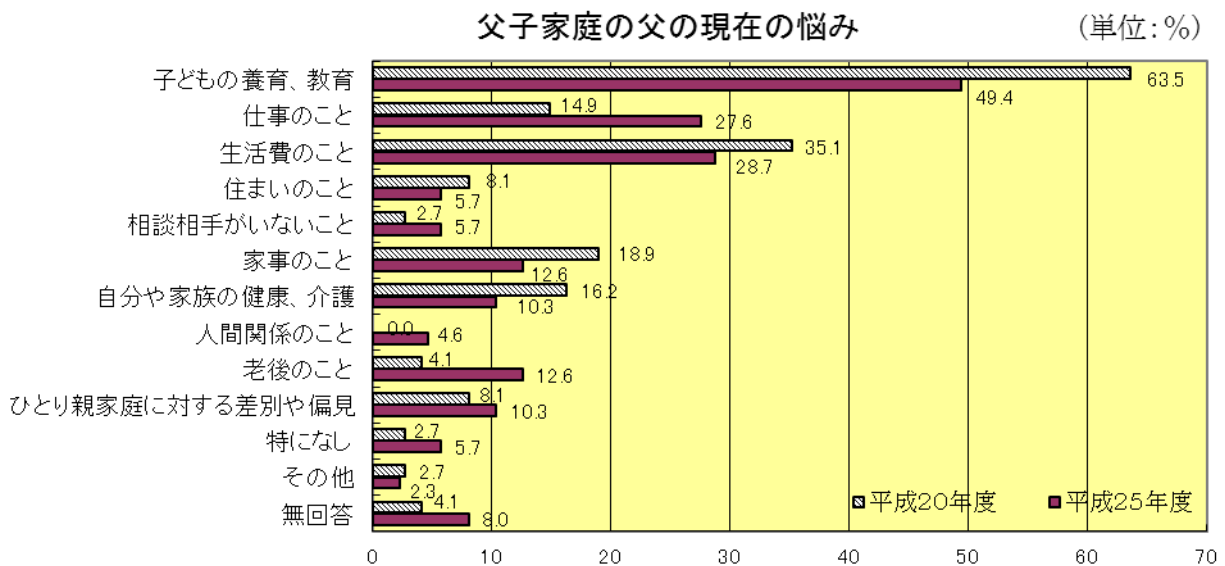
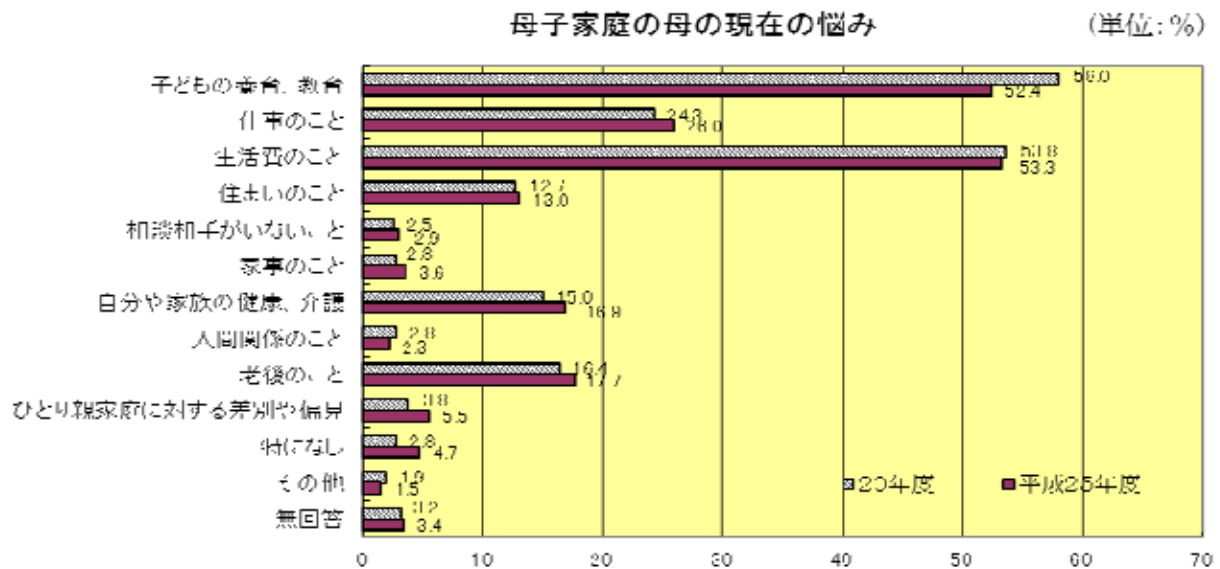


父子家庭になった直後の父の悩み (単位: %)



現在の悩み

母子家庭は「生活費のこと」が53.3%(前回調査53.8%)、父子家庭は「子どもの養育、教育」が49.5%(前回調査63.5%)となっており、母子家庭の厳しい生活状況が現れています。

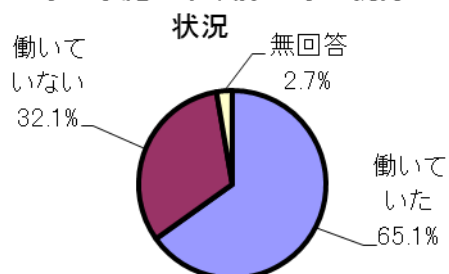


<4> 就労状況について

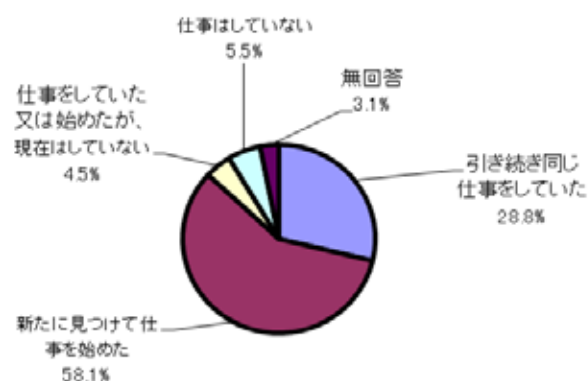
ひとり親家庭になる前となった直後の就労

「働いていた」が母子家庭は65.1%、父子家庭は92.0%ですが、母子家庭になった直後「新たに仕事を見つけて仕事を始めた」が58.1%あり、特に母子家庭では転職した割合が高くなっています。

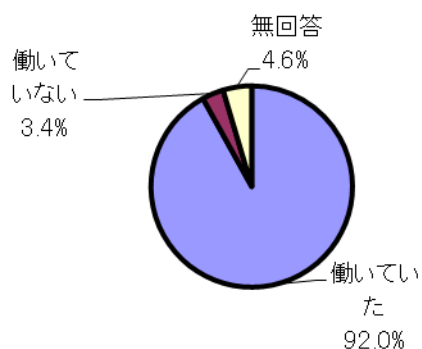
母子家庭になる前の母の就労状況



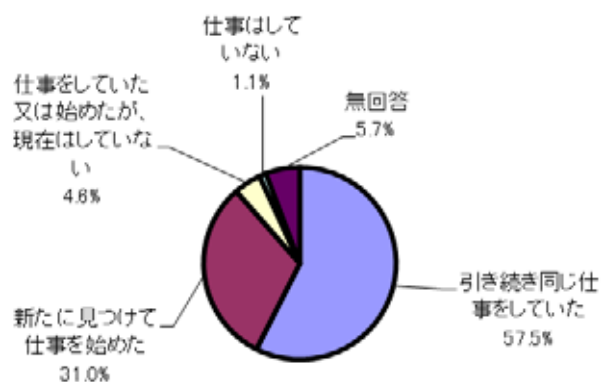
母子家庭になった直後の母の就労状況



父子家庭になる前の父の就労状況



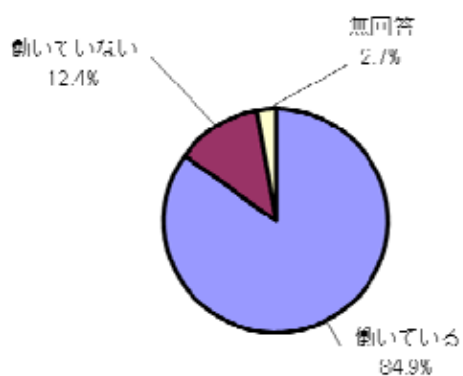
父子家庭になった直後の父の就労状況



現在の就労の有無

母子家庭は「働いている」が84.9%(前回調査85.6%)、父子家庭は「働いている」が88.5%(前回調査86.5%)となっています。

母の就労の有無

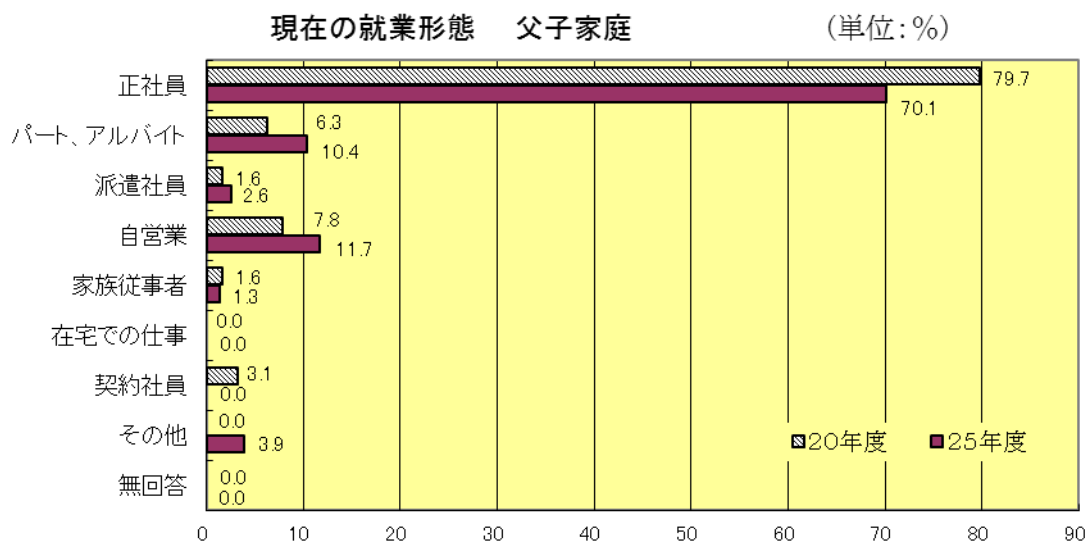
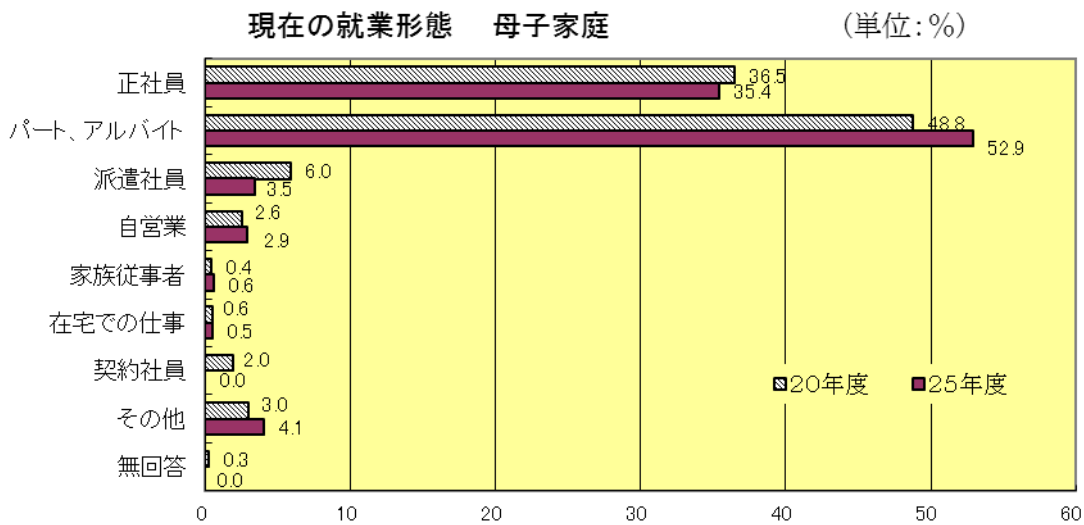


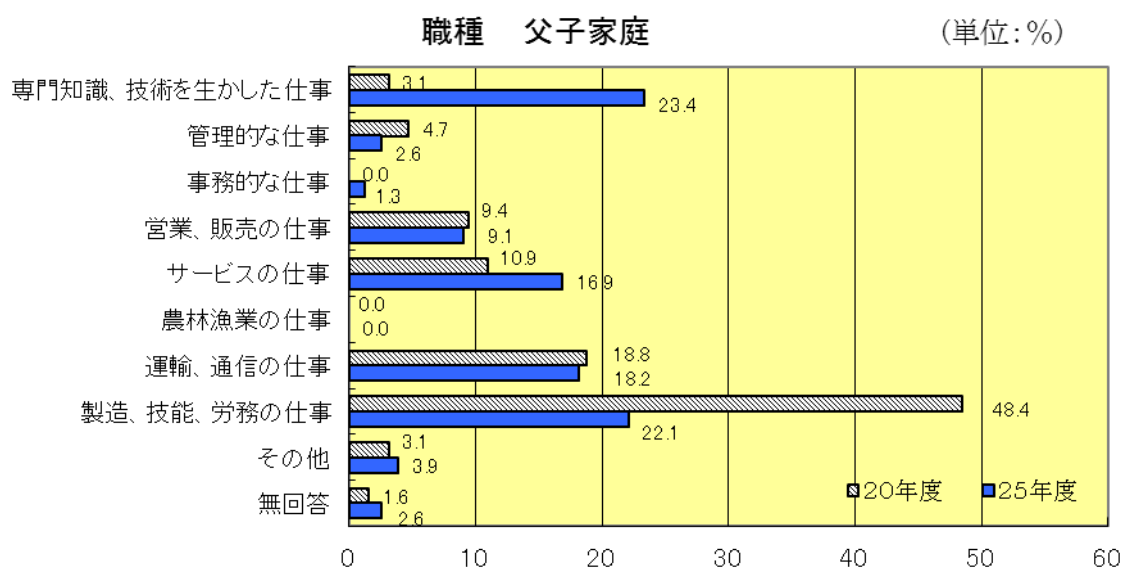
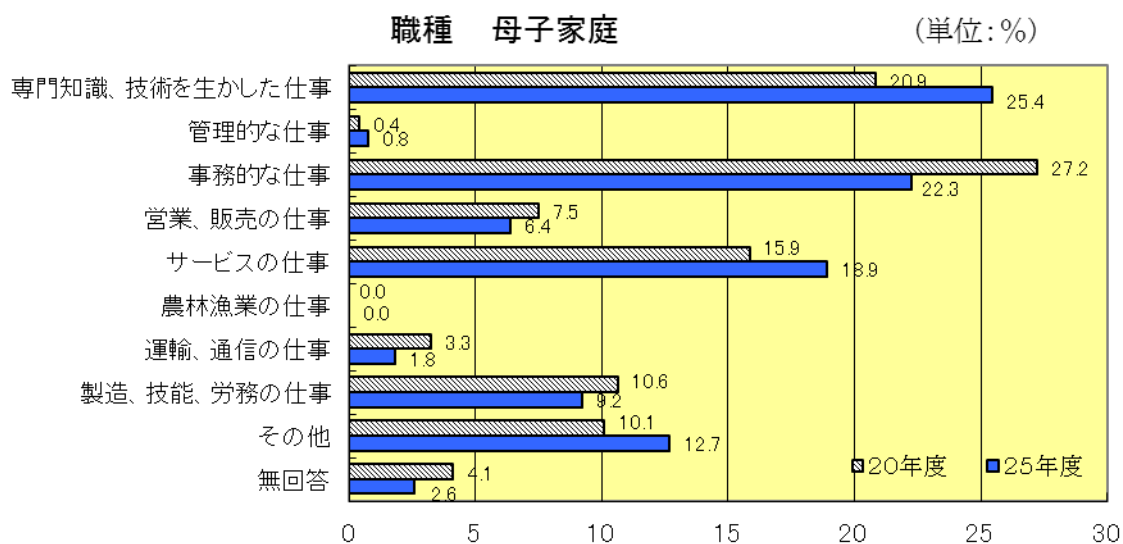
父の就労の有無



就業形態と職種

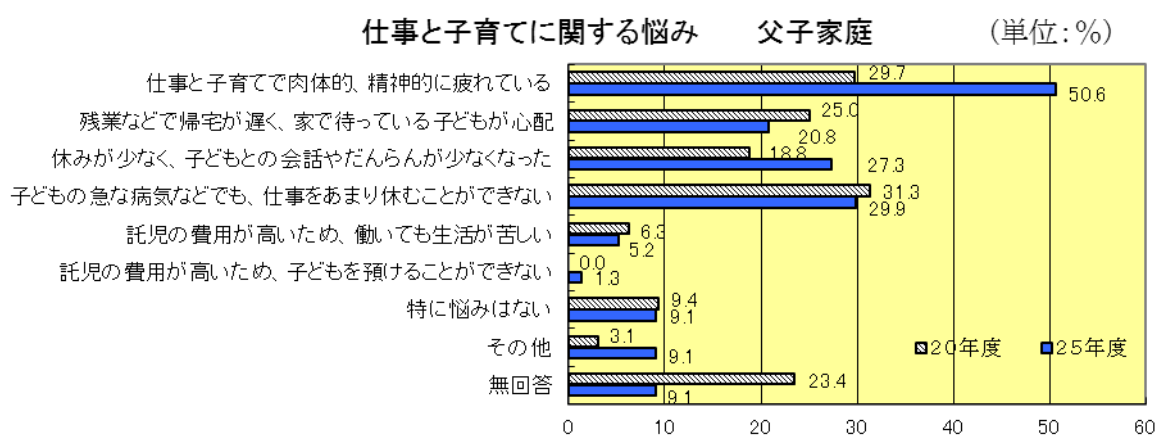
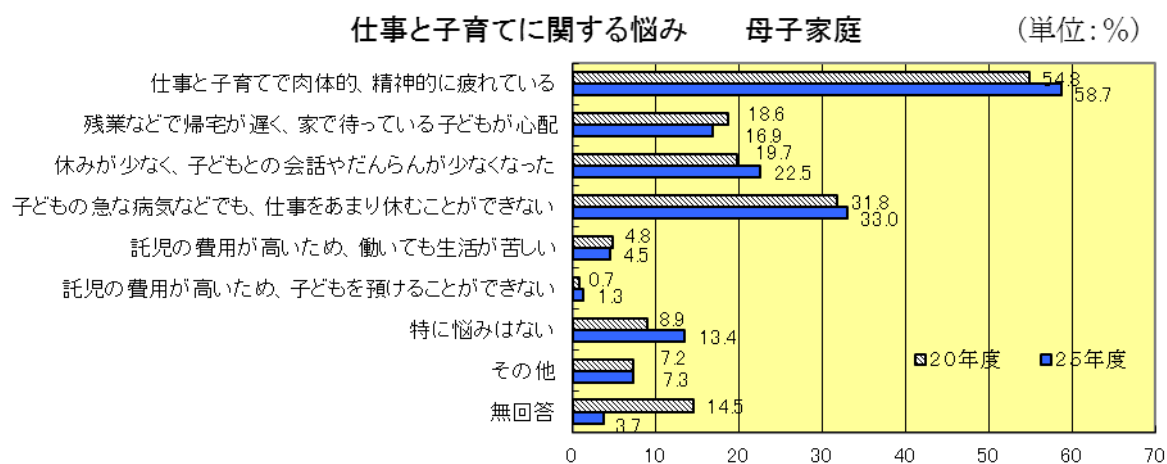
就業形態について、母子家庭は「パート、アルバイト」が52.9%（前回調査48.8%）、「正社員」が35.4%（前回調査36.5%）、父子家庭は「正社員」が70.1%（前回調査79.7%）となっており、母子家庭では正社員の割合が低くなっています。また、職種については、「専門知識、技術を活かした仕事」が母子家庭は25.4%（前回調査20.9%）、父子家庭は23.4%（前回調査3.1%）となっており、いずれも専門知識、技術を活かした仕事に就いている割合が高くなっています。





仕事と子育てに関する悩み

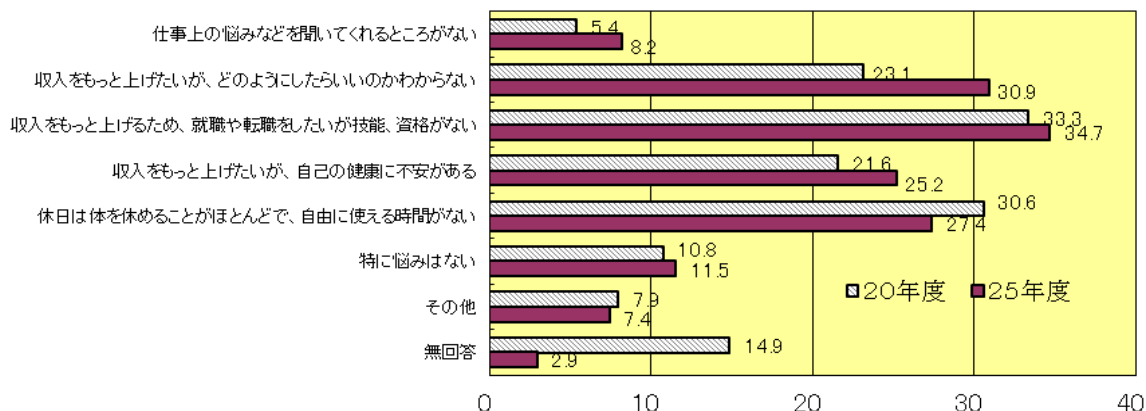
母子家庭、父子家庭とも「仕事と子育てで肉体的、精神的に疲れている」の割合が高く、母子家庭で58.7 %（前回調査54.8%）、父子家庭で50.6 %（前回調査29.7%）となっています。



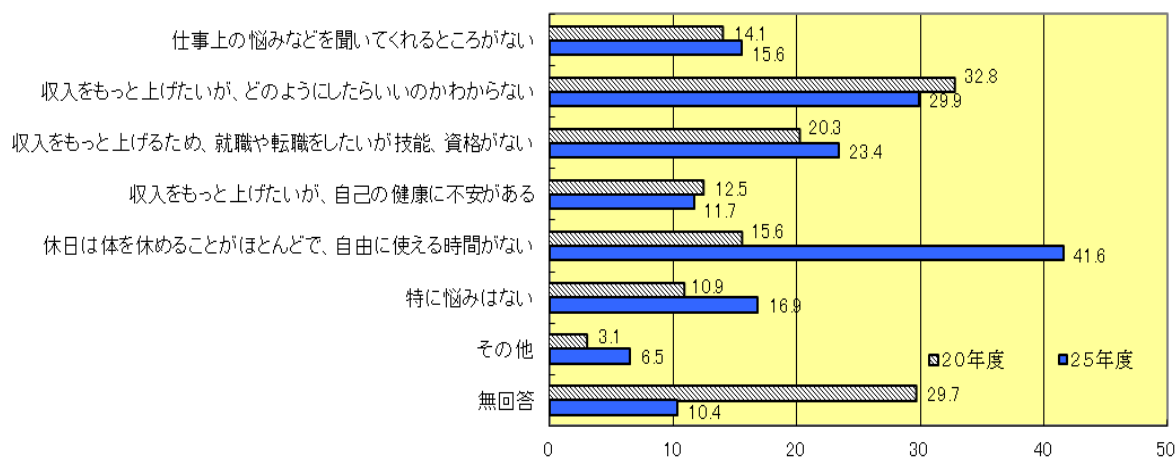
仕事と生活に関する悩み

母子家庭は「収入をもっと上げるため、就職や転職をしたいが技能、資格がない」が34.7%（前回調査33.3%）、父子家庭は「休日は体を休めることがほとんどで、自由に使える時間がない」が41.6%（前回調査15.6%）となっています。

仕事と生活に関する悩み 母子家庭 （単位：％）



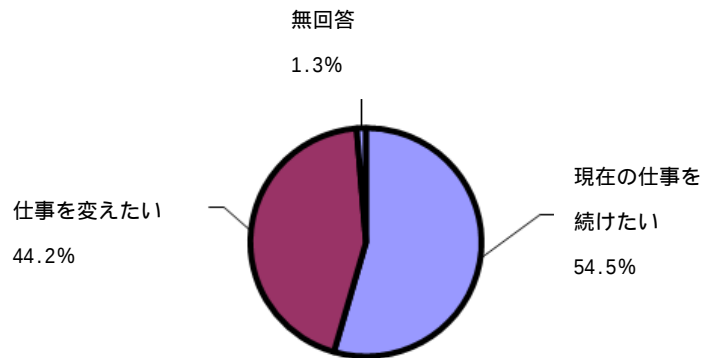
仕事と生活に関する悩み 父子家庭 （単位：％）



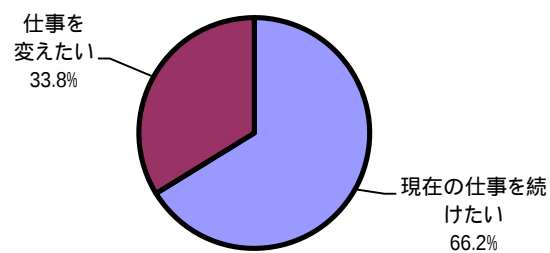
転職の希望の有無

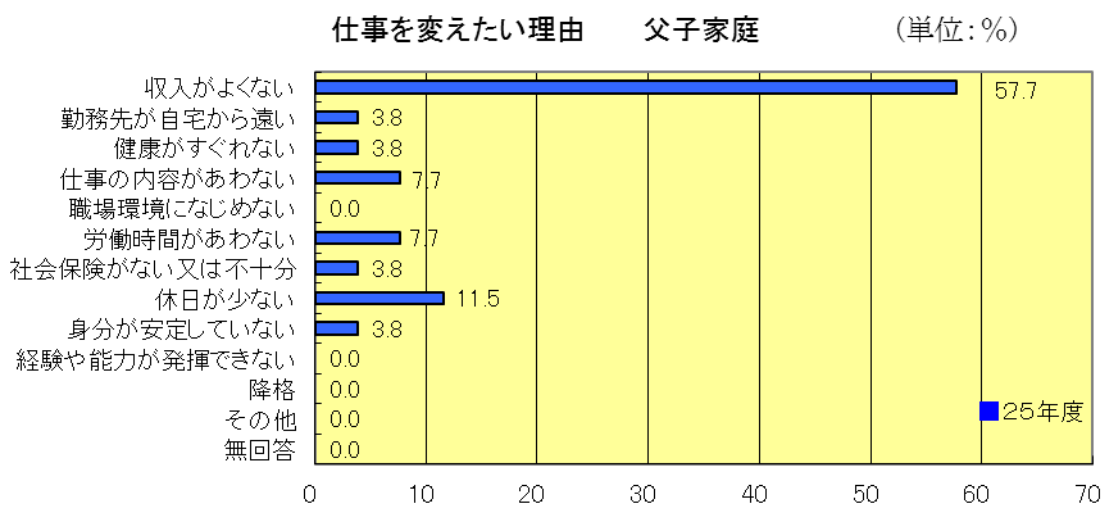
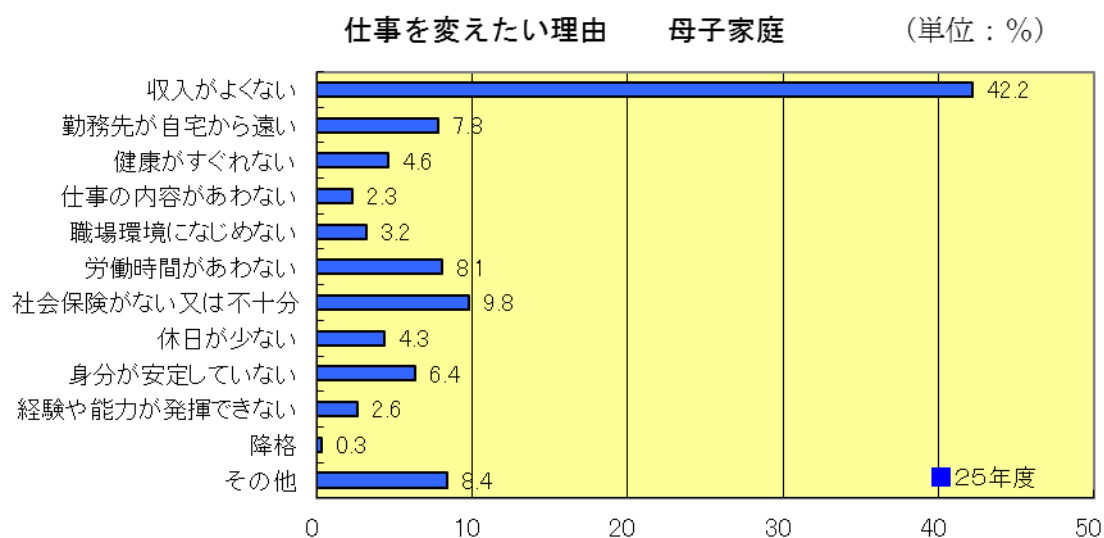
母子家庭は「現在の仕事を続けたい」が 54.5%、一方、仕事を变えたい理由は、「収入がよくない」が 42.2%、父子家庭は「現在の仕事を続けたい」が 66.2%、一方、仕事を变えたい理由は「収入がよくない」が 57.7%となっています。

転職の希望の有無 母子家庭



転職の希望の有無 父子家庭

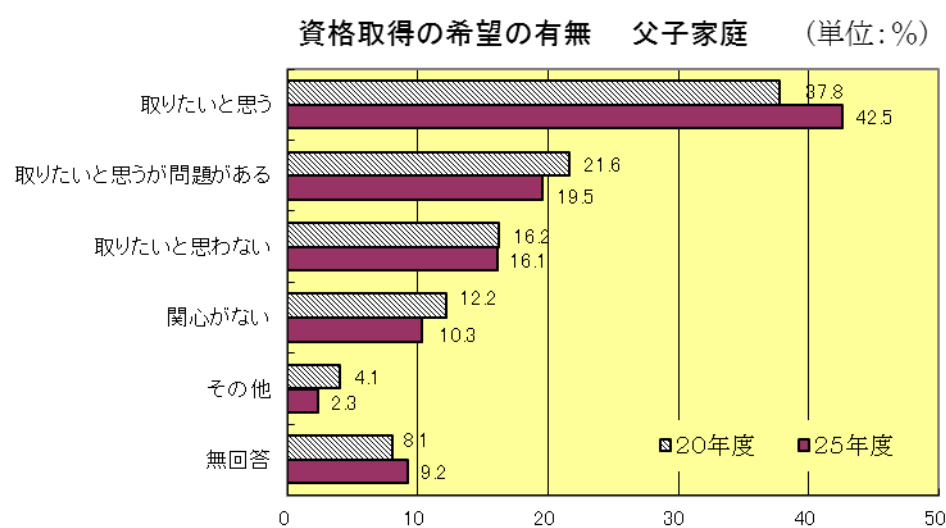
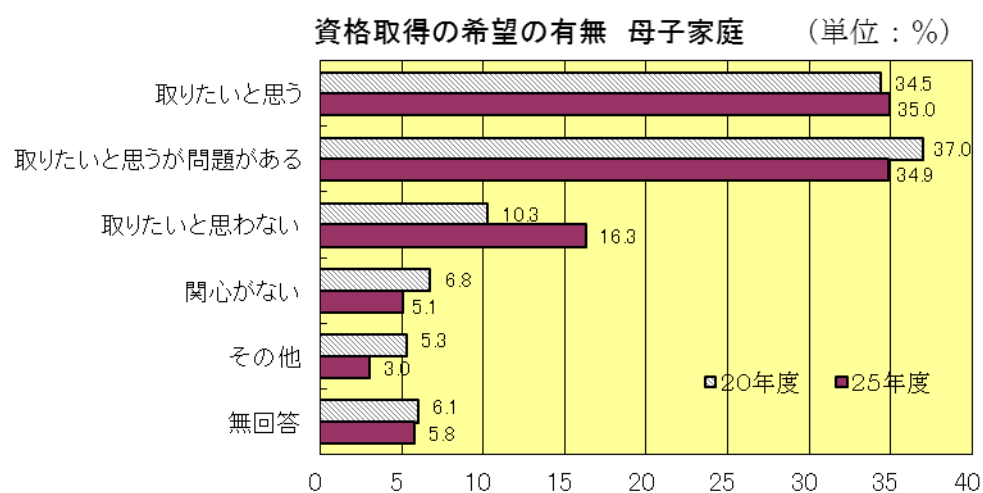




<5> 仕事に必要な技能、資格及び希望する支援施策

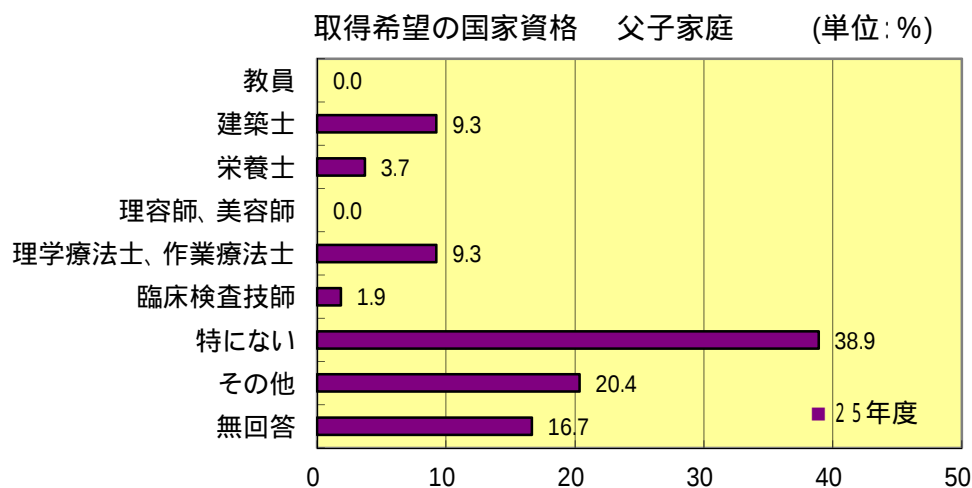
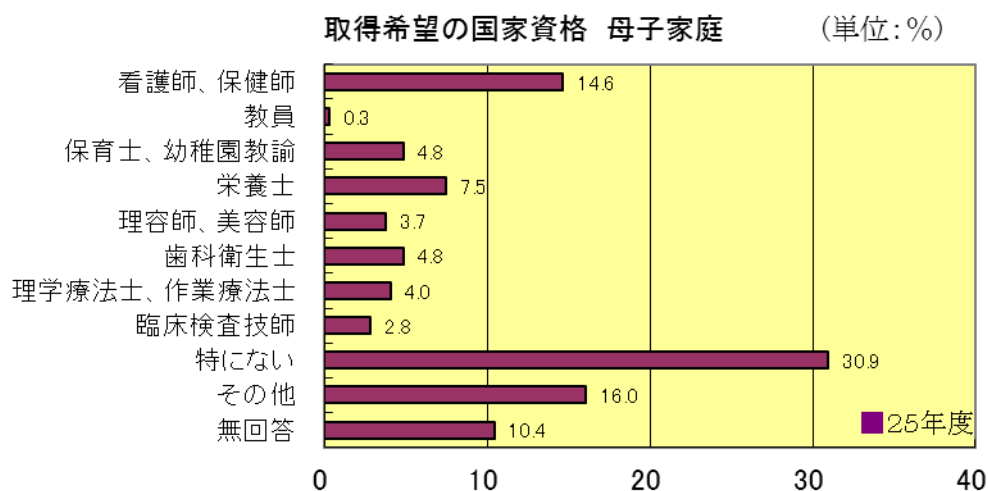
就職や転職のための資格取得（図表23）

資格取得について、母子家庭は「取りたいと思う」が35.0%（前回調査34.5%）、父子家庭は「取りたいと思う」が42.5%（前回調査37.8%）となっています。



取得希望の国家資格

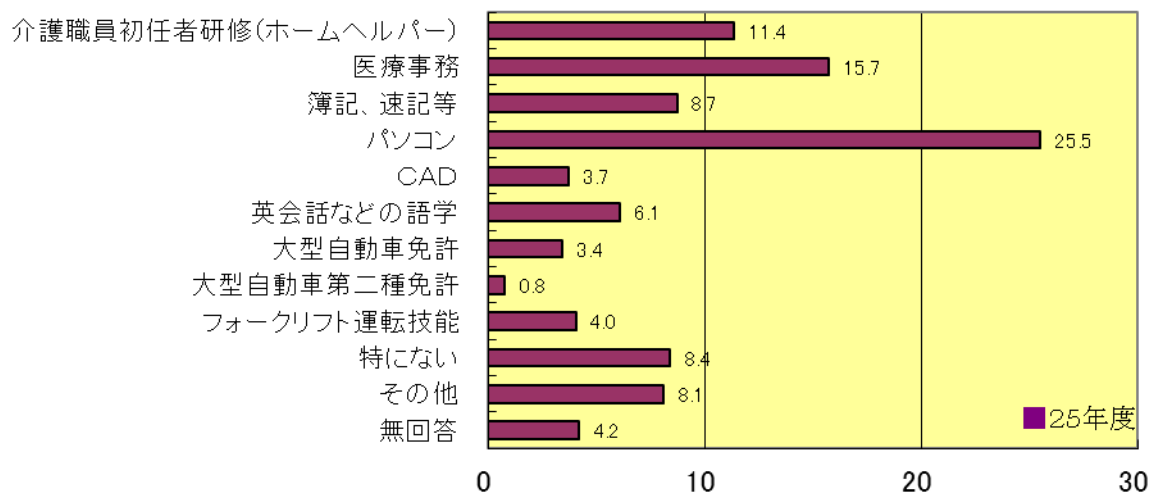
母子家庭は「特にない」が30.9%、取りたい資格は「看護師、保健師」が14.6%、「栄養士」が7.5%、父子家庭は「特にない」が38.9%となっています。



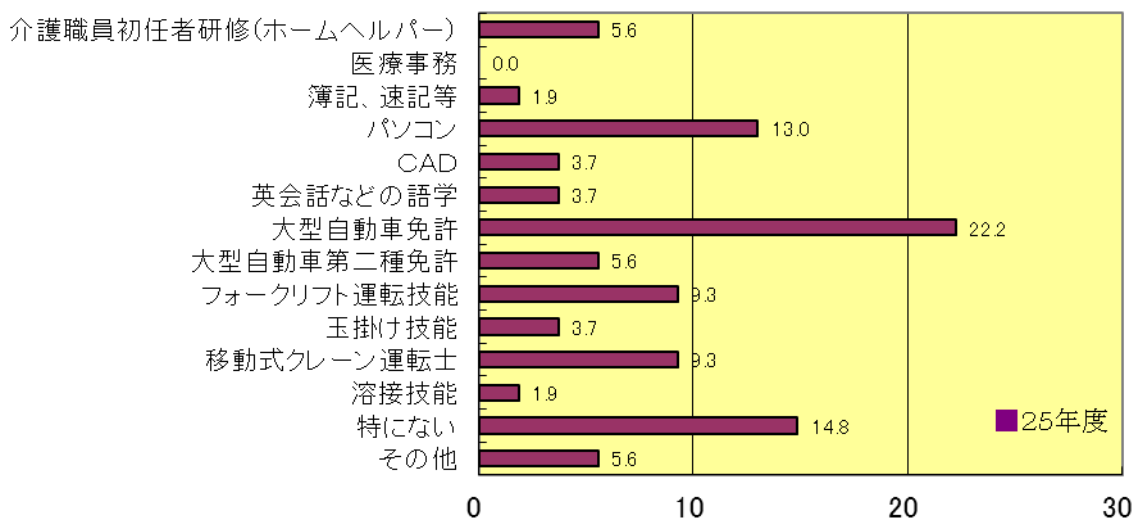
取得希望の資格・技能

母子家庭ではパソコンが25.5%、父子家庭では大型自動車免許が22.2%と、それぞれ高い割合で取得を希望しています。

取得希望の資格・技能 母子家庭 (単位: %)



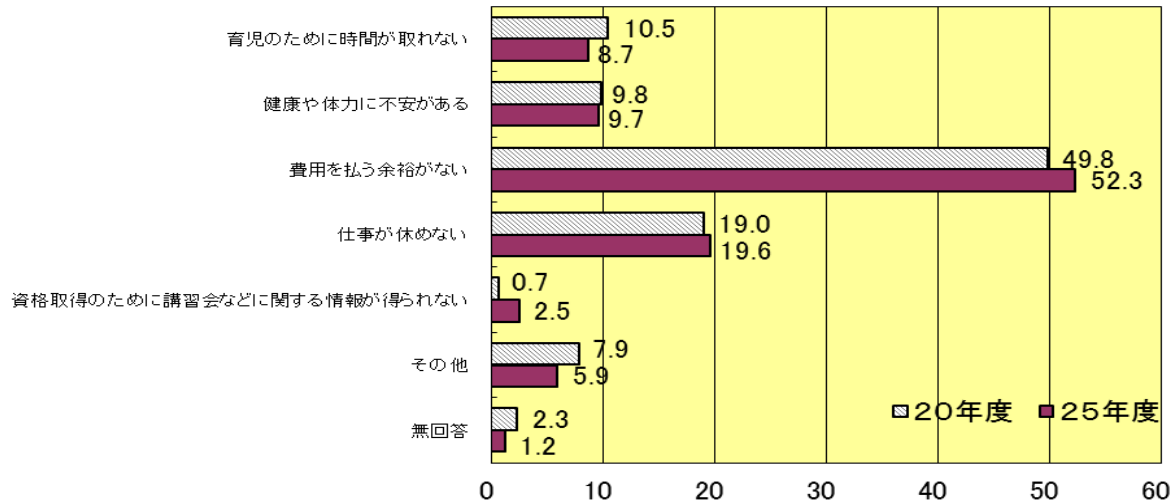
取得希望の資格・技能 父子家庭 (単位: %)



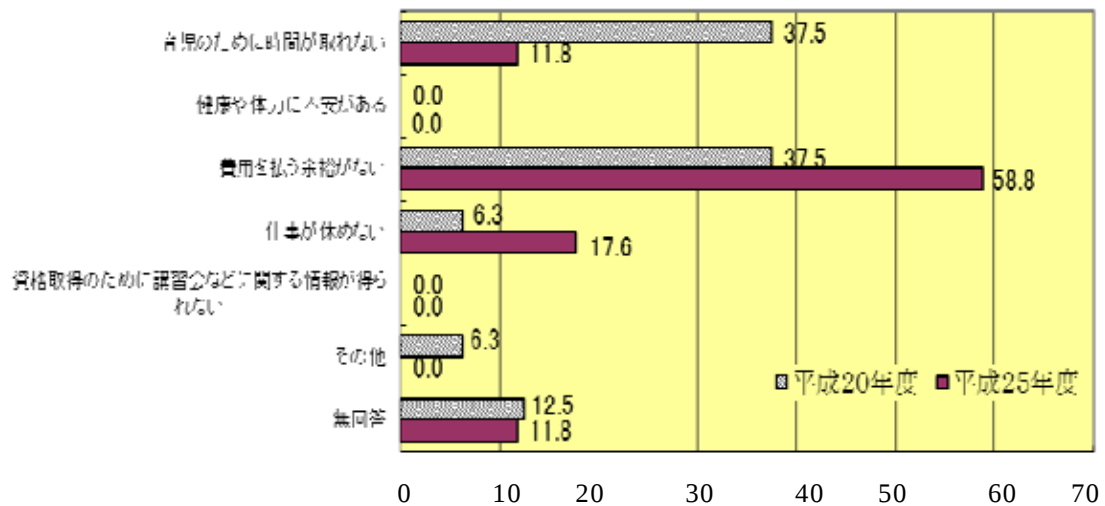
資格取得が困難な理由

母子家庭は「費用を払う余裕がない」が52.3%（前回調査49.8%）、父子家庭も「費用を払う余裕がない」が58.8%（前回調査37.5%）となっています。

資格取得が困難な理由 母子家庭 （単位%）



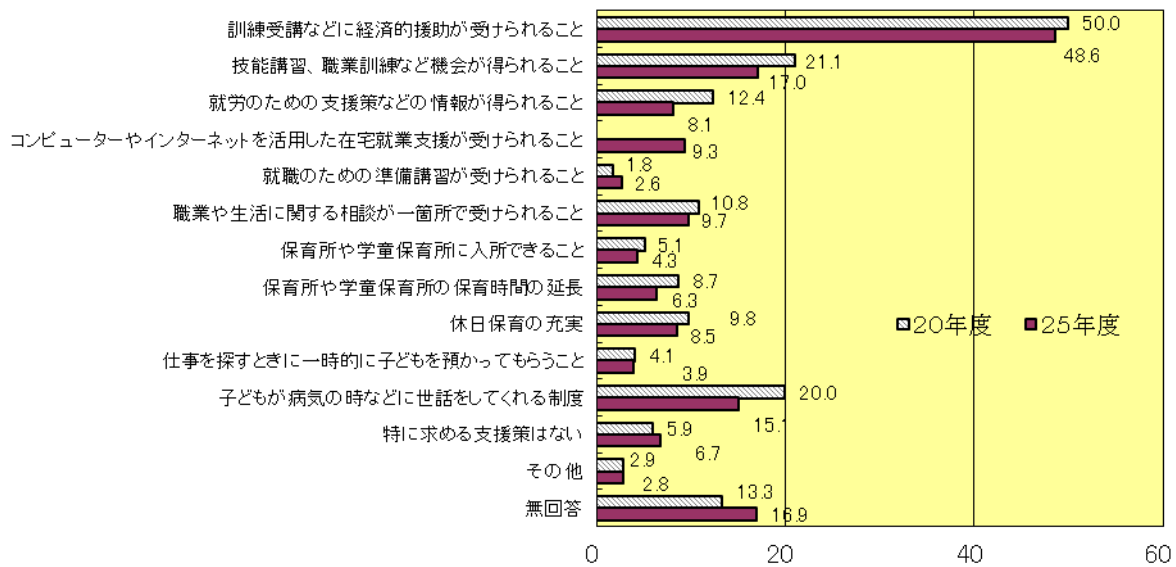
資格取得が困難な理由 父子家庭 （単位%）



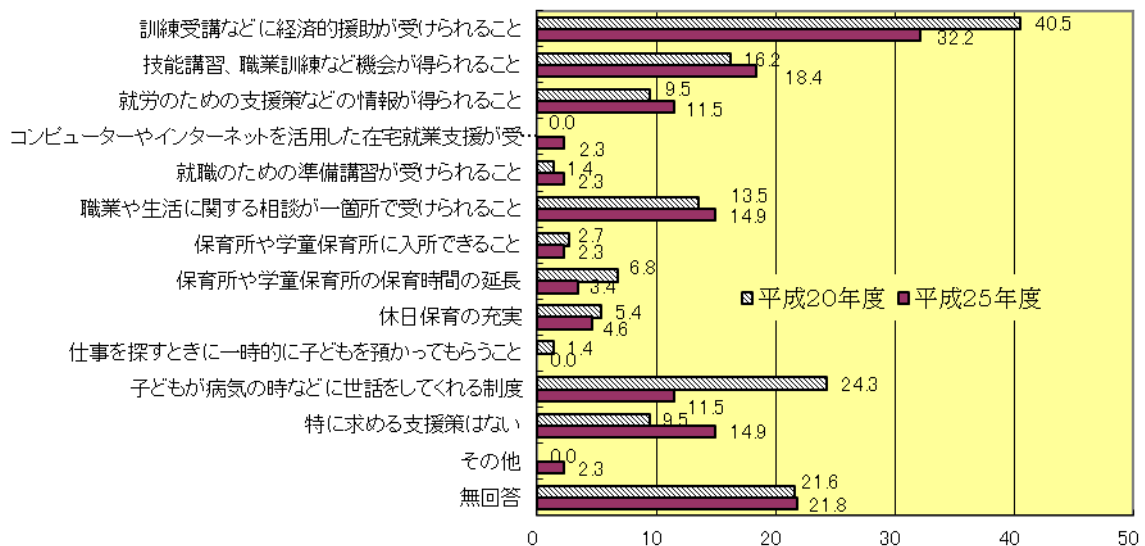
就職のために必要な支援策

母子家庭、父子家庭とも、「訓練受講などに経済的援助が受けられること」が最も必要とされ、その他、「技能講習、職業訓練の機会が得られること」と回答した割合が高くなっています。

就職のために必要な支援策 母子家庭 (単位：％)



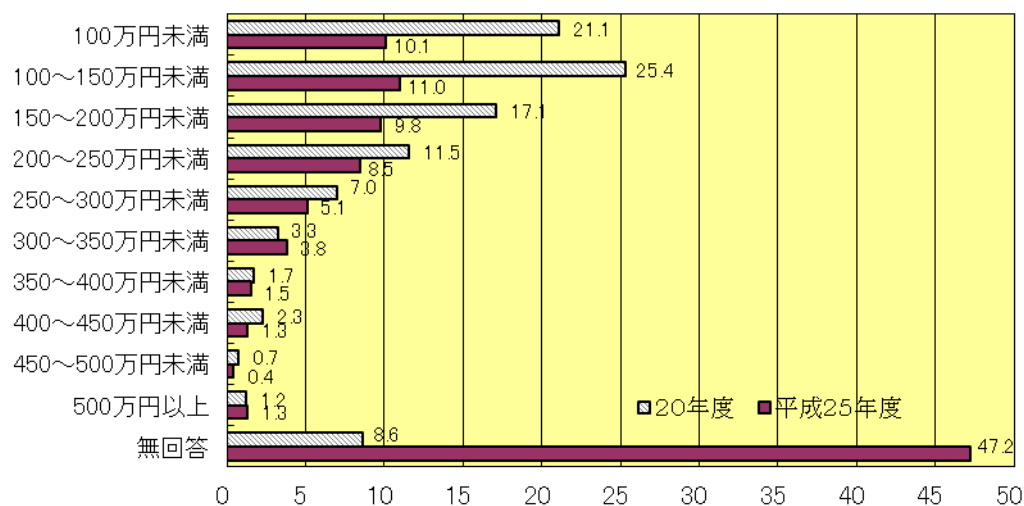
就職のために必要な支援策 父子家庭 (単位：％)



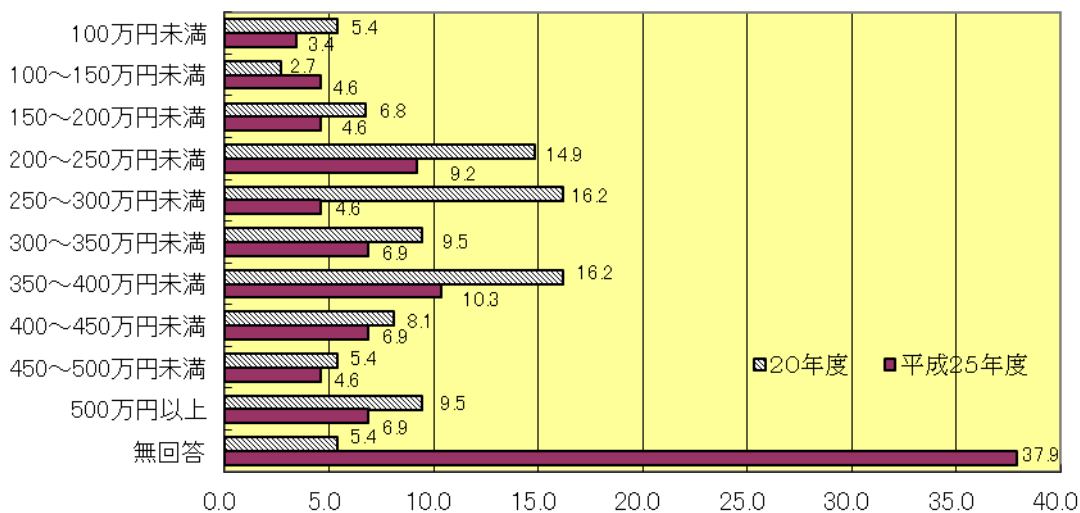
<6> 生活について 就労による収入

平成25年度の調査では無回答者の割合が高くなっていますが、母子家庭の母自身の就労収入は依然「200万円未満」の割合が高く、厳しい状況が続いています。

母子家庭の母自身の年間就労収入 (単位：%)



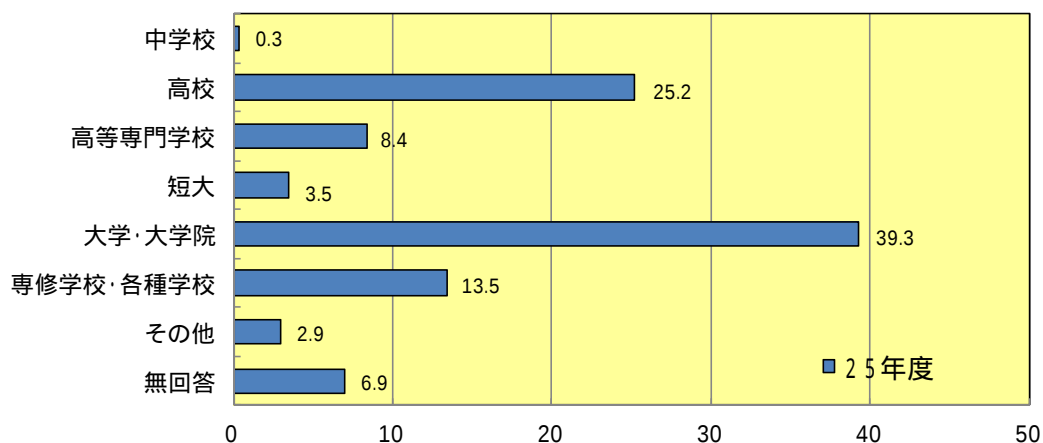
父子家庭の父自身の年間就労収入 (単位：%)



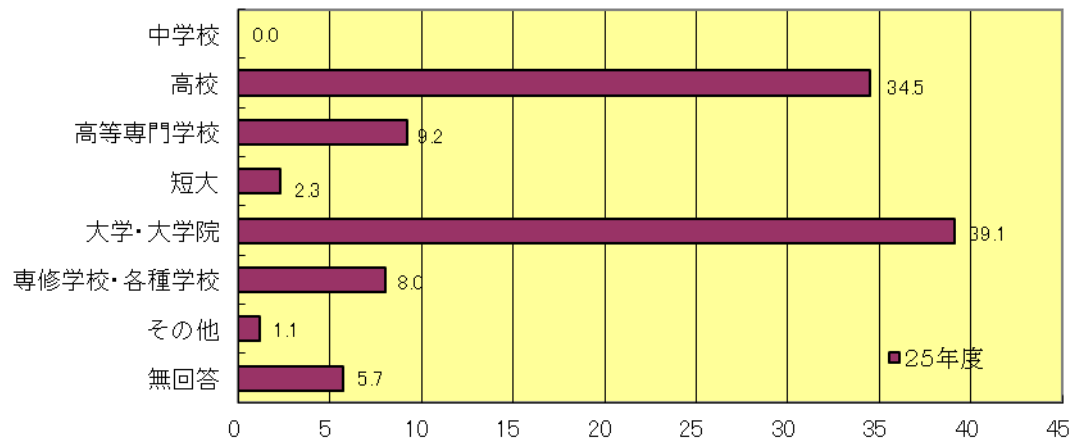
子どもの最終進学目標

母子家庭、父子家庭とも、大学・大学院までの進学を目標とする割合が最も高くなっています。

子どもの最終進学目標 母子家庭 (単位：%)



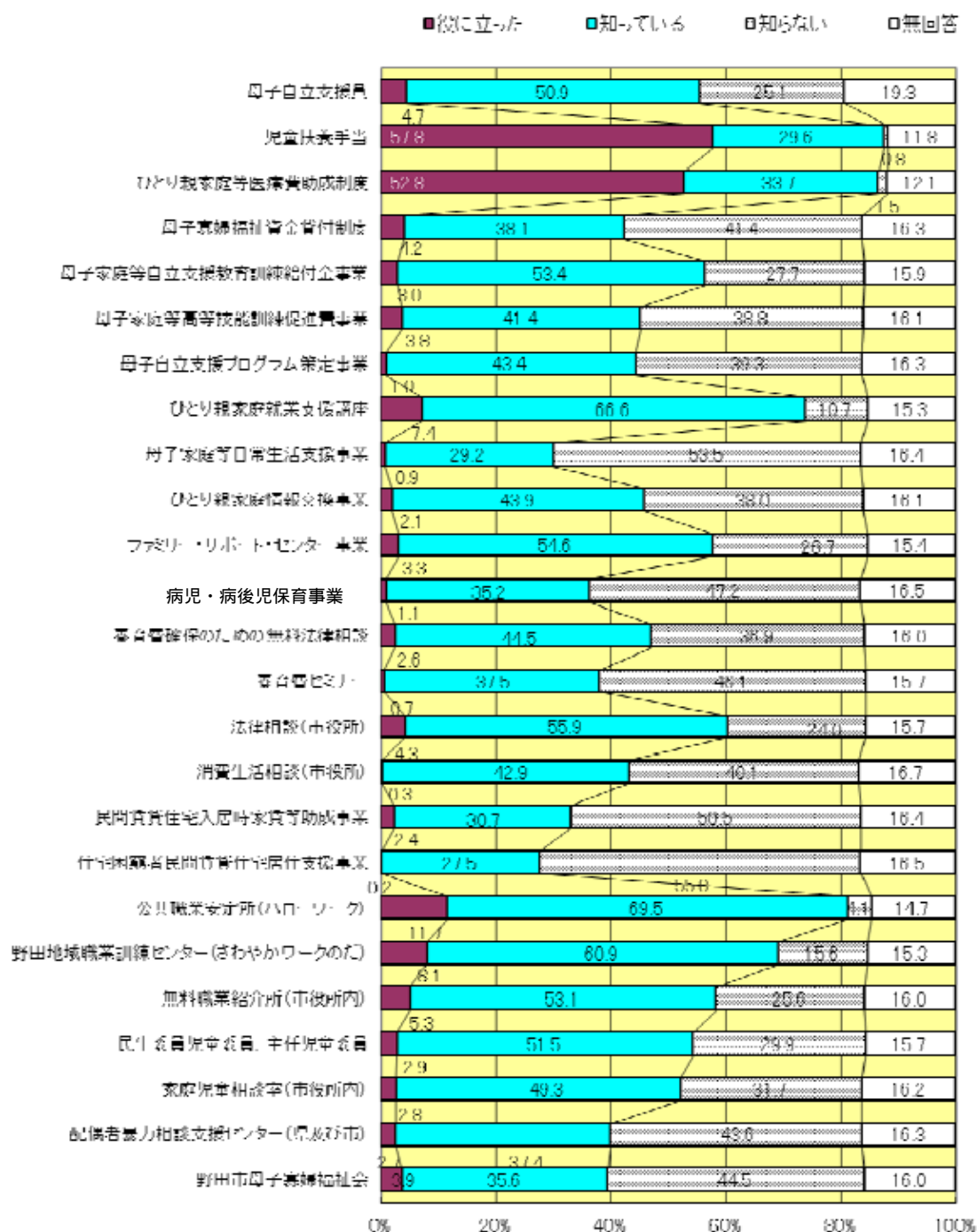
子どもの最終進学目標 父子家庭 (単位：%)



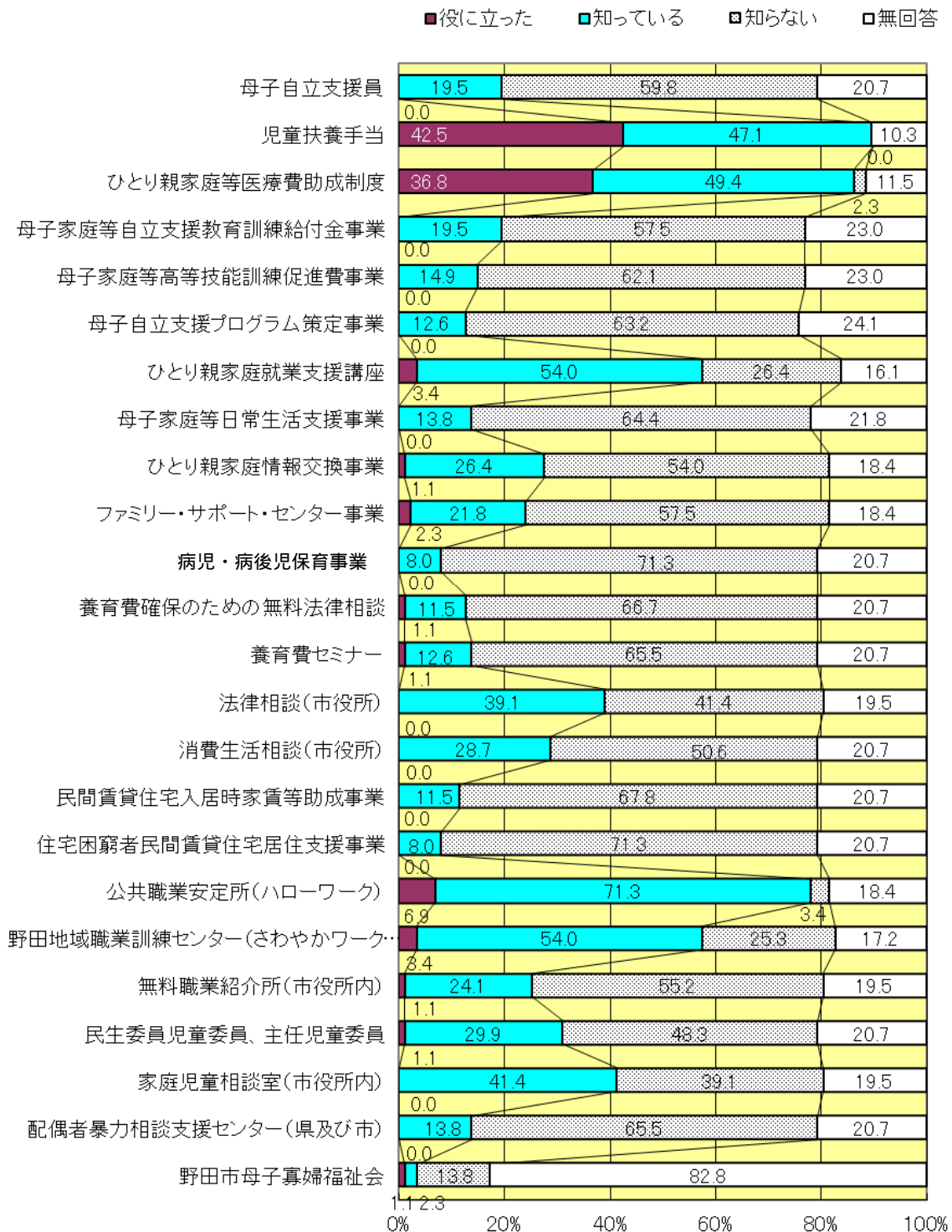
制度や施策の認知度及び利用状況

母子家庭では、各制度や施策について平均して認知されてきましたが、父子家庭では、ひとり親家庭支援の対象となった時期が比較的最近であることから、認知度が低い制度や施策が多くなっています。

制度、施策の認知度及び利用状況 母子家庭



制度、施策の認知度及び利用状況 父子家庭

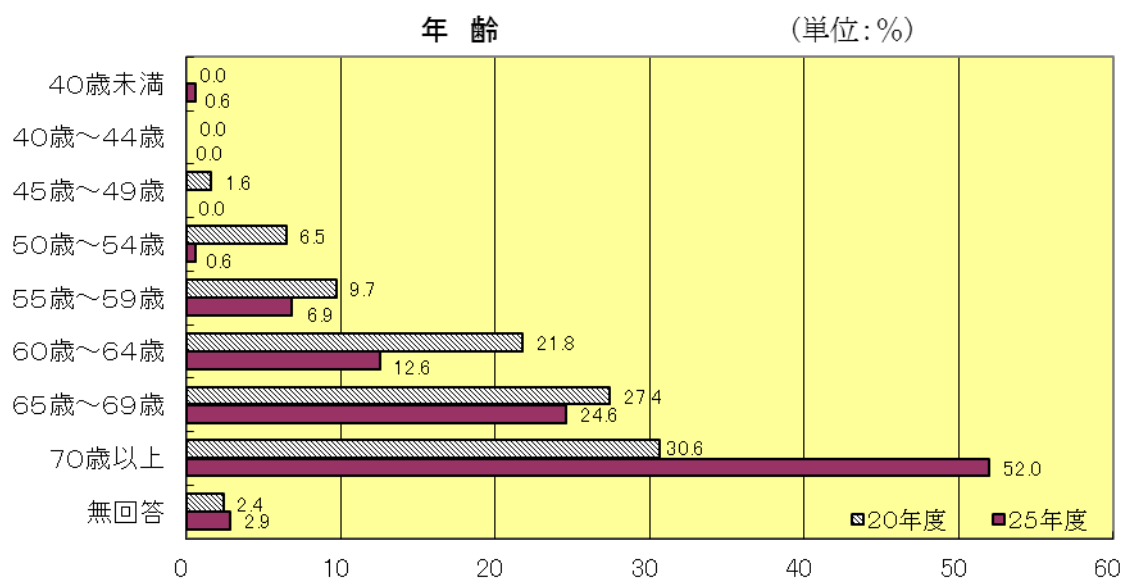


(2) 寡婦の状況

<1> 寡婦自身に係る内容

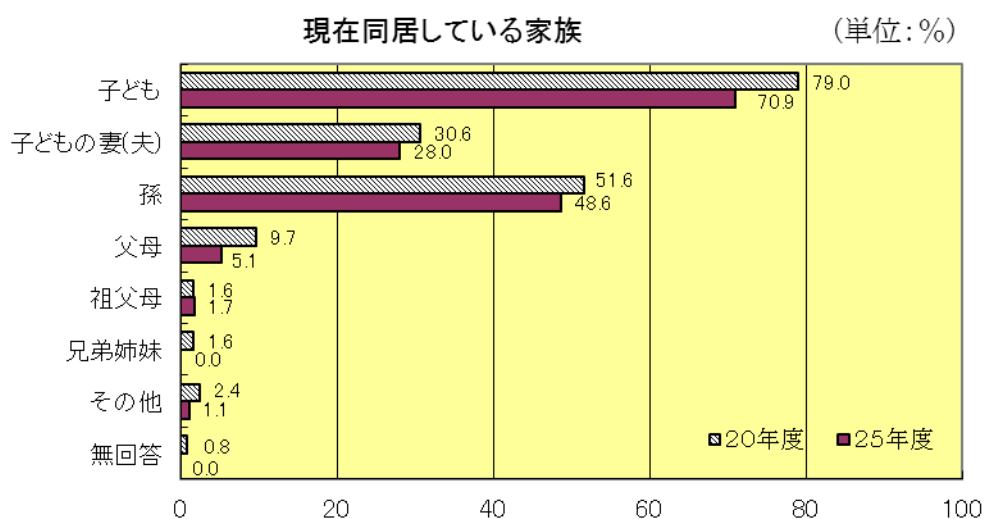
年齢

寡婦の年齢は、年齢別階層で見ると「70歳以上」が最も多く 52.0%となっています。



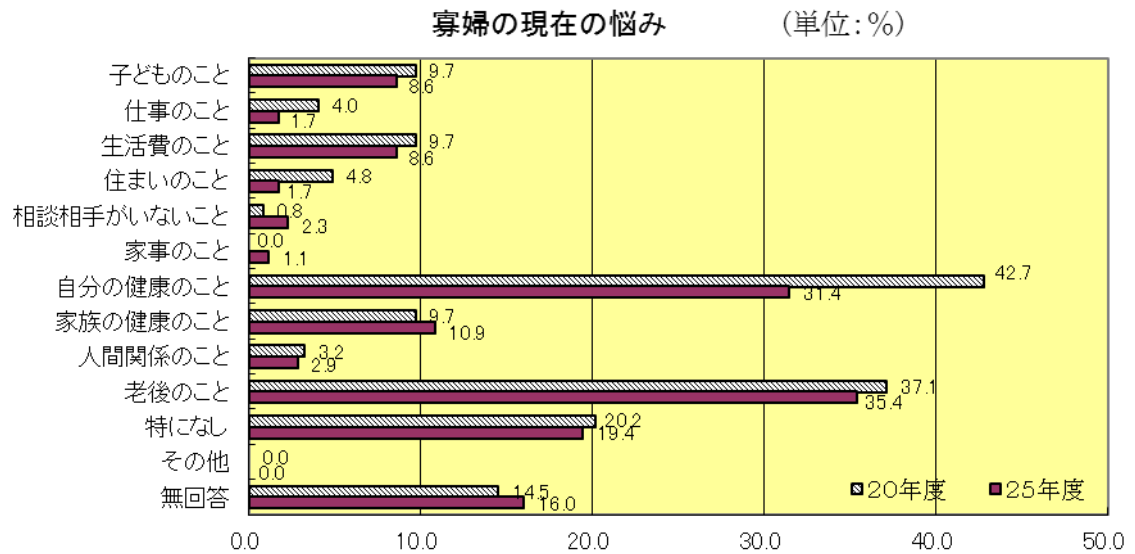
現在同居している家族

現在同居している家族は、前回調査同様「子ども」の割合が最も多く 70.9%、次いで「孫」が 48.6%、「子どもの妻（夫）」が 28.0%となっています。



現在の悩み

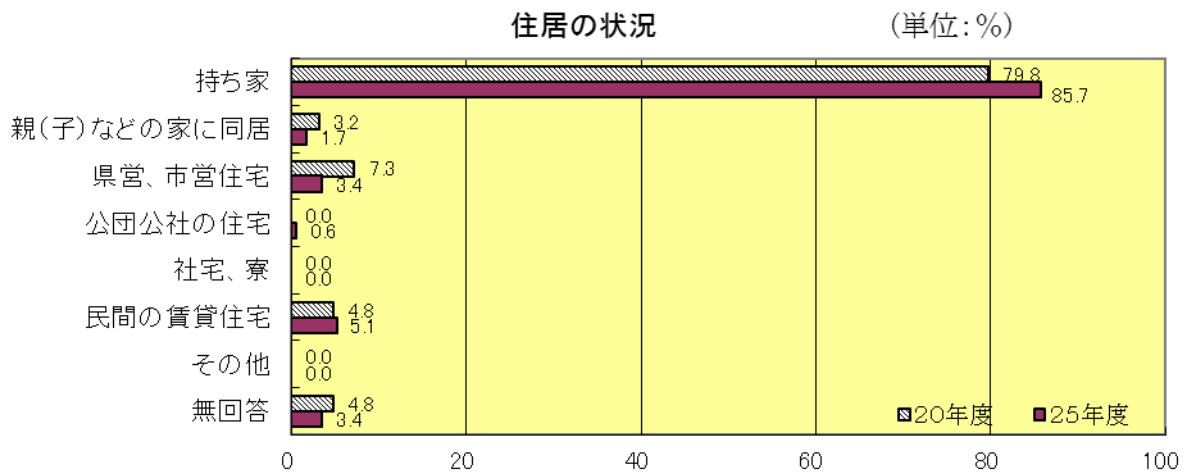
寡婦の現在の悩みは、「老後のこと」が35.4%、「自分の健康のこと」が31.4%と高い割合になっています。



<2> 住居の状況

住まいの状況

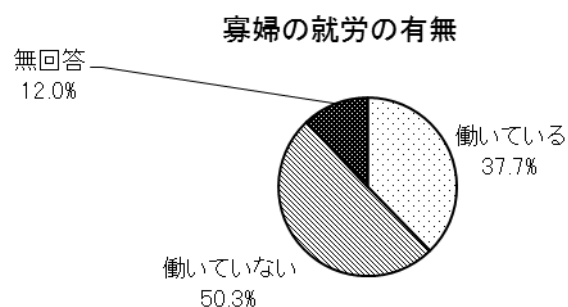
住まいについては、前回調査同様に「持ち家」が圧倒的に多く 85.7%となっています。



<3> 就労状況について

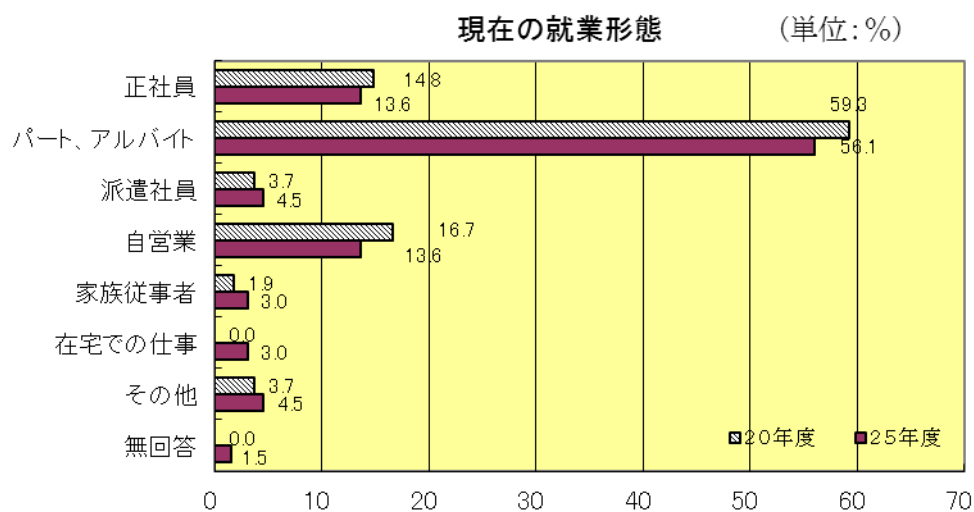
現在の就労の有無

寡婦の現在の就労状況は、「働いている」が37.7%、「働いていない」は50.3%となっています。



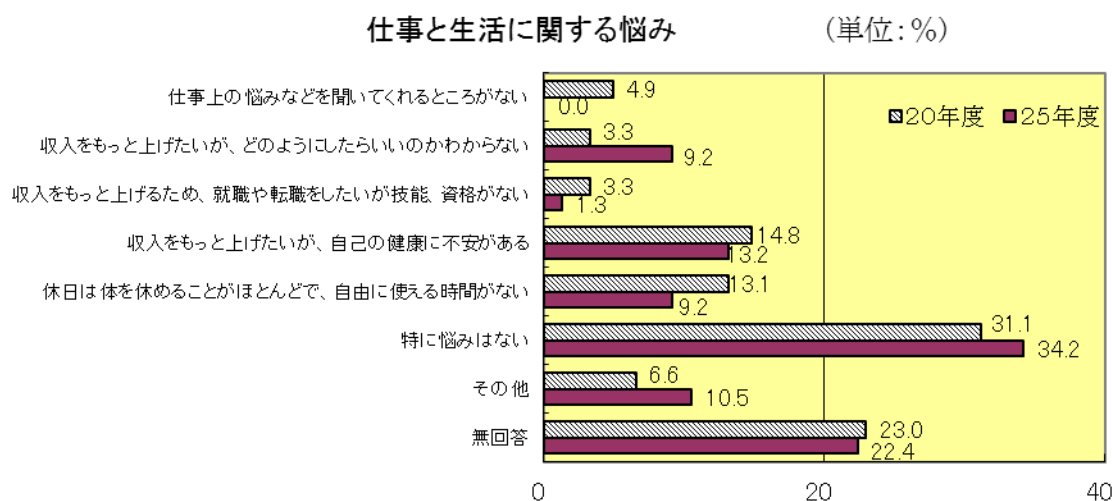
就労形態

寡婦の就業形態は、前回調査同様「パート、アルバイト」が最も多く56.1%、次いで「自営業」と「正社員」が13.6%となっています。



仕事と生活に関する悩み

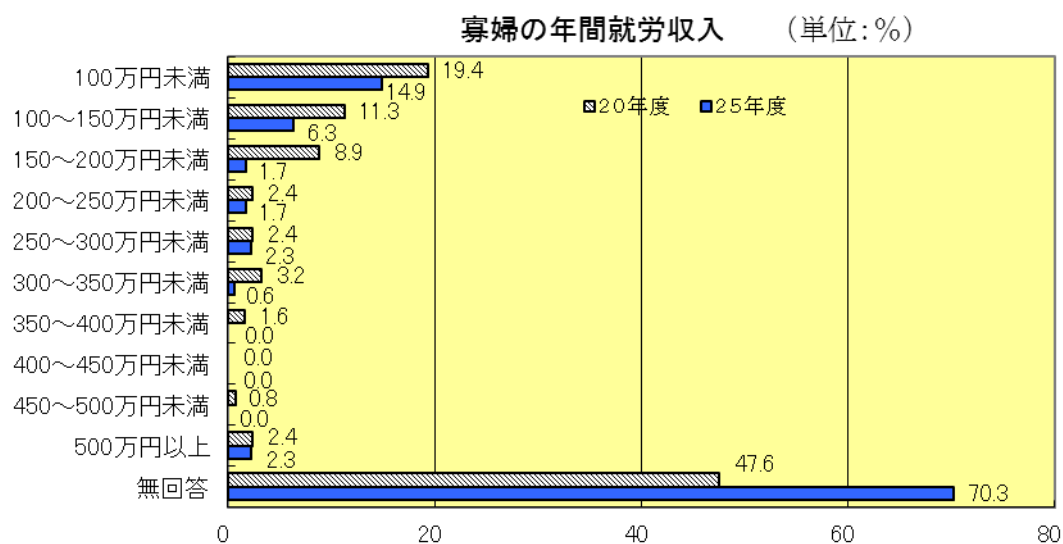
現在働いている寡婦の仕事と生活に関して、「特に悩みはない」は 34.2%となっていますが、「収入をもっと上げたいが、自己の健康に不安がある」も 13.2%となっています。



<4> 生活について

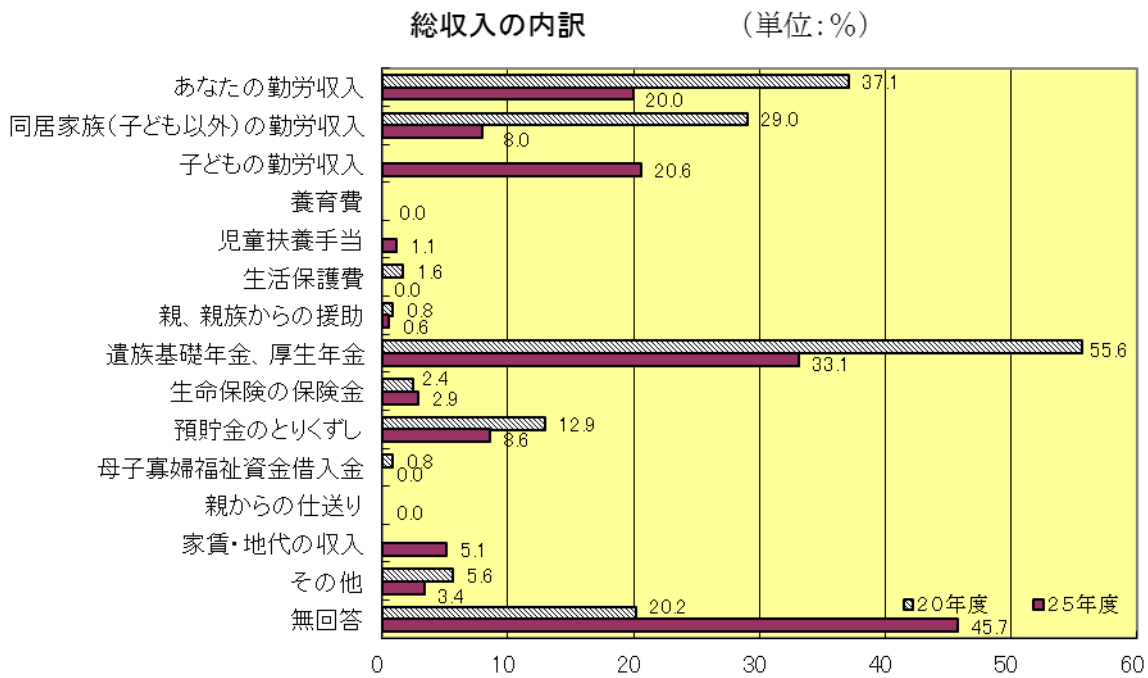
就労による収入

回答者のうち、就労による収入（税込み）は、「100 万円未満」が最も多く 14.9%です。

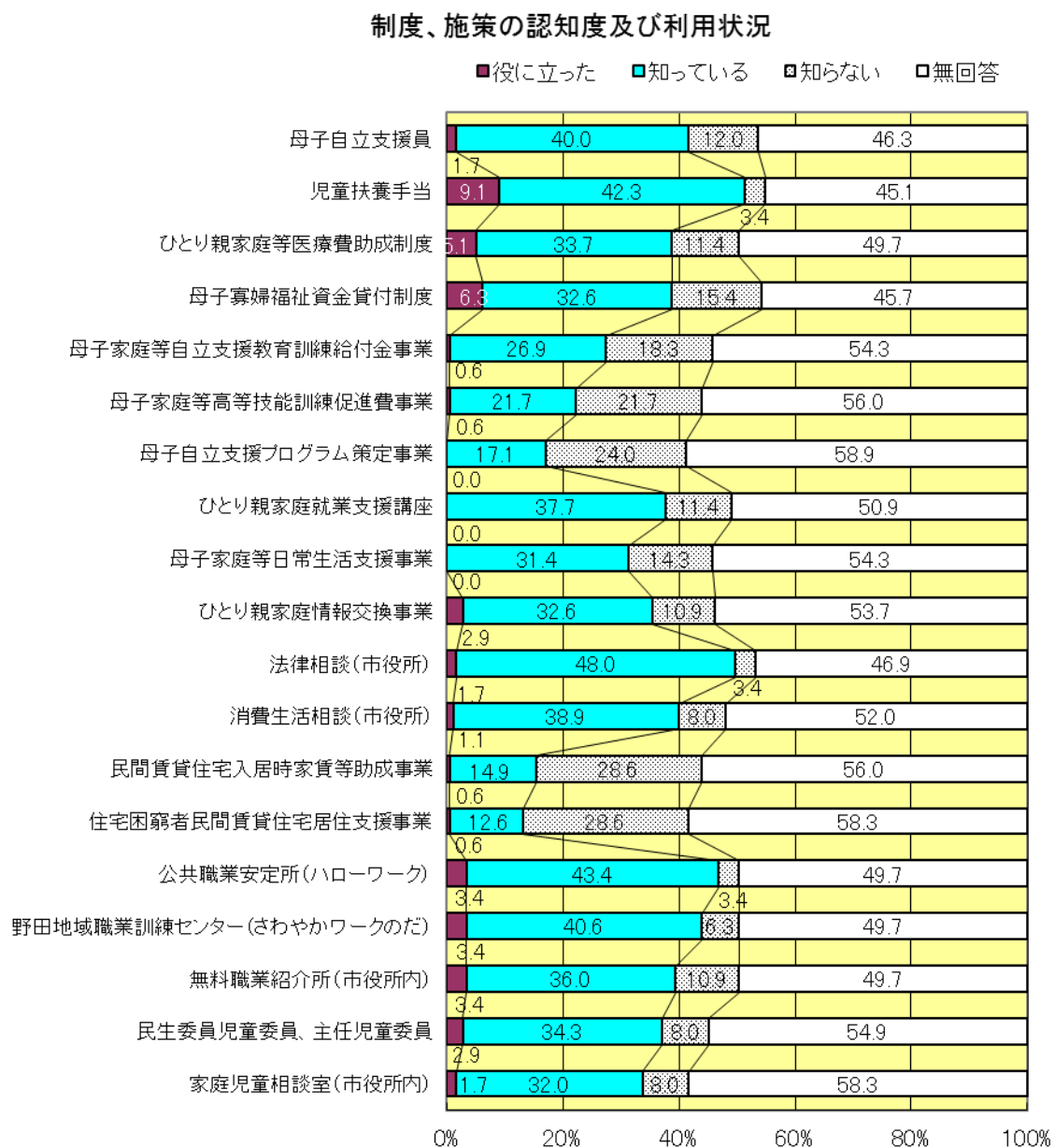


世帯の総収入

回答の中で世帯の総収入に含まれているものをみると、「遺族基礎年金、厚生年金」が最も多く 33.1%、次いで「子どもの勤労収入」が 20.6%、となっています。



制度や施策の認知度及び利用状況



第3章 プランの基本的な考え方

1 プラン見直しに当たって

第2章の結果のとおり、依然、厳しい雇用や経済の状況に置かれているひとり親家庭の実態を踏まえ、本プラン策定にあたっては、初代プランからの基本的な考え方である「生計の維持、家事や子育てなど、通常は両親が分かち合う負担を一身に背負わなければならないケースが多いひとり親家庭について、厳しい雇用、経済情勢の下における負担を軽減するために必要な支援を行い、ひとり親家庭の児童が健全に育成されるための環境を整備する」を第3次改訂版においても踏襲します。

また、国の「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」に示された、「多くのひとり親家庭が非正規雇用で働き、稼働所得が不十分」や「就業・転職には資格取得が有利」、「進学希望が実現できていない状況」などの現状と課題が、平成25年度に市が実施した意識調査の結果から見えた、「収入増に向けた実効的な支援や養育する児童が自立し、貧困の連鎖を断ち切っていくための施策が必要」などの課題と共通することから、これらに対応する計画とします。

2 基本目標

本プランは、上位計画である「野田市新エンゼルプラン」の基本理念である「子どもが家族とともに笑顔で暮らせるまち」を基本的視点とし、ひとり親家庭等が自立し、安心した生活を送るため、国の支援施策の内容とも共通する次の6つの基本目標を前プランに引き続き設定し、全ての施策を父子家庭にも適用することを原則として、ひとり親家庭等への支援を推進します。

（1）6つの基本目標とその趣旨について

情報提供、相談機能、支援体制の充実

ひとり親家庭になった直後の生活環境の激変などにより、様々な悩みや困難に直面することから、相談支援や支援情報の提供などについて、関係機関、関係団体と連携し、それぞれのニーズに合わせた対応ができる体制づくりに努めます。

就業支援の拡充

ひとり親家庭等の自立と生活の安定・向上を図るためには、より良い条件で就業し、十分な収入を安定的に得ることが重要です。特に母子家庭の就労収入が低いことから、個々の状況に応じたきめ細やかな就業支援策の充実に努めます。

子育て支援の充実

ひとり親家庭等が子育てと仕事を両立し、早期の経済的自立を実現できるよう、子育て支援サービスの利用における負担軽減や配慮に努めます。

居住支援の充実

民間賃貸住宅への入居の際の経済的支援や情報提供などによる支援や、市営住宅における

ひとり親家庭向け住戸の確保などにより、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図ります。

養育費確保のための支援策の推進

ひとり親家庭の児童の育成のため、貴重な収入となる養育費が確実に確保できるような支援の推進に努めます。

経済的支援の推進

ひとり親家庭等の生活の向上及び児童の健全育成と自立に向け、生活安定のための支えとなる児童扶養手当制度及び野田市独自の制度である養育者支援手当制度が効果的に活用されるよう、適正な給付事務を推進します。また、児童の進学希望の実現に向けた福祉貸付金について、県に円滑につなげるよう取り組みます。

3 各基本目標における現状と課題及び施策の方向と取組

各基本目標における現状と課題に対する施策の方向性と、具体的に取り組む主な施策は次のとおりです。

(1) 現状と課題・施策の方向・主な取組

①情報提供、相談機能、支援体制の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子・父子自立支援員の認知度は高いものの、就労支援に関する個別事業の認知度がやや低く、また、父子家庭では施策全般の認知度が低い傾向があります。 【国が中間まとめに示した主な現状と課題】 支援施策が知られておらず、利用が低調。経済的に厳しい父子家庭も存在。
施策の方向性	・ 子育て支援、ひとり親家庭支援にかかる施策を周知徹底する。 ・ 相談事業の中心である母子・父子自立支援員のさらなる相談スキルの向上を図る。 ・ 母子寡婦福祉会と連携した取組の拡充を図る。
主な取組 (拡充・新規)	・ 母子寡婦福祉会と連携した「情報交換事業」の内容を拡充し、ひとり親家庭の交流を深めます。(拡充) ・ 相談事業における母子・父子自立支援員の積極的な研修を進め、父子家庭にも対応できるスキルとノウハウを獲得します。(拡充) ・ 野田市パーソナルサポートセンターと母子・父子自立支援員が連携した相談体制の充実を図ります。

②就業支援の拡充	
現状と課題	【意識調査の結果から】 特に母子家庭の母は正社員での雇用割合が低く、自身の就労収入が増えない原因となっています。また、母子家庭、父子家庭ともに転職の希望割合が

②就業支援の拡充	
	高く、その理由としていずれも収入の低さを挙げています。 【国が中間まとめに示した主な現状と課題】 多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分。就業・転職には資格が有利。
施策の方向性	・ 野田市独自のひとり親家庭向け求人情報の開拓を一層進める。 ・ 高等技能訓練促進費事業などによる資格取得に向けた支援を推進する。
主な取組 (拡充・新規)	・ 無料職業紹介所との連携を進め、ひとり親家庭への事業主側の理解と周知を深めることにより求人数の増を図ります。 ・ 好条件の就労に向け、自立支援プログラム策定に合わせて個々の職業適性を把握し、きめ細やかな支援を行います。 ・ 収入の低いひとり親家庭の自立のため、より高収入を得るための転職やスキルアップに向け、資格取得に向け実施する講座の内容に工夫を凝らすことや、求人側から見たニーズを把握していきます。(拡充)

③子育て支援の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子家庭、父子家庭ともに、現在の生活上の悩みとして生活費という基本的な問題もありますが、日常のことよりも子どもの養育・教育に関することの割合が高くなっています。 【国が中間まとめに示した主な現状と課題】 一般の子育て支援とひとり親家庭向け支援の組合せが有効。日常生活の安定が必要な家庭に向けた支援、親の多忙による子どもへの影響。
施策の方向性	・ 求職活動時や勤務における残業時の子育て支援の充実などにより、安心して勤務に集中できる環境づくりを促し、就労収入を増やしていきます。
主な取組 (拡充・新規)	・ 母子寡婦福祉会に委託する日常生活支援事業のホームヘルプサービス事業などを活用し、仕事に集中できる時間が確保できるようにします。

④居住支援の充実	
現状と課題	【意識調査の結果から】 母子家庭、父子家庭とも核家族化進行の傾向が示すとおり、子どもの成長とともに親などの家に同居する割合が減り、民間賃貸住宅に移るケースが増えています。
施策の方向性	・ 子どもの成長に伴い、部屋に余裕のある民間賃貸住宅に移る傾向があるため、子どもの年齢などに応じたニーズを把握し、ライフステージごとに必要な支援（助成や情報提供）を行います。
主な取組 (拡充・新規)	・ 公営住宅入居におけるひとり親家庭への配慮と民間賃貸住宅入居における情報提供などの支援を継続していきます。

⑤養育費確保のための支援策の推進	
現状と課題	【意識調査の結果から】 養育費を定期的に取得している割合は極めて低く、その理由として「相手に意思、能力がない」に次ぎ、「相手と関わりたくない」が挙がっており、養育費の確保を妨げる課題となっています。 【国が中間まとめに示した主な現状と課題】 養育費確保の取り決め、履行が十分に進まない。面会交流は子どもの立場から重要。
施策の方向性	・ 養育費を受けていない割合が依然高く、その理由として「相手と関わりたくない」ことの割合が高いことから、相談に当たっては個別の事情を考慮することを重視します。また、児童の成長の観点から重要である面会交流について、周知啓発と情報提供を行います。
主な取組 (拡充・新規)	・ 母子寡婦福祉会と連携した法律相談事業の周知を推進し充実を図ります。 ・ 平成 25 年度に実施した養育費セミナーの再編による個別相談事業をさらに充実させ、参加者の増につなげます。(拡充) ・ 県が新たに取組む面会交流事業の情報を把握し、個々の事情に応じて情報提供していきます。(拡充)

⑥経済的支援の推進	
現状と課題	【意識調査の結果から】 子どもの最終進学目標を大学・大学院としている割合が高く、自らの経済的自立とともに、子どもの将来を見据えた支援の必要性があります。 【国が中間まとめに示した主な現状と課題】 児童扶養手当と公的年金との併給調整が課題。進学希望が実現できていない状況。
施策の方向性	・ 母子、父子家庭とも、子どもの養育・教育の悩みが高い割合であることを踏まえ、進学希望が実現するような支援を進めます。 ・ 児童扶養手当と野田市独自の養育者支援手当について、それぞれの趣旨に沿った適正な運営に努めます。
主な取組 (拡充・新規)	・ 県貸付金は進学等に一定の役割を果たしており、活用にあたって、県の審査が円滑に進むよう市の相談事業の段階で適切な返済計画等の指導を行います。(拡充) ・ 公的年金を受給する養育者が児童扶養手当の一部受給者となった場合でも、年金を自らの生活費に充てられるよう、併給調整せず、引き続き養育者支援手当を支給します。(拡充) ・ 保育所保育料などの算定において、未婚の母及び父に不利になる寡婦・寡夫控除について、影響が想定される各制度へのみなし適用を図ります。(新規)

(2) 国の制度改正について施策への反映

国の中間まとめで示された改正・拡充に係る制度について、着実に推進します。

施策	国の制度改正と内容
就業支援	きめ細かな支援と転職やキャリアアップの支援など 【制度改正等】 ・ 高等技能職業訓練促進費の非課税化 (26. 10. 1 施行) ・ 教育訓練給付金 (講座受講費用の補助) の拡充 ※受講費の 2 割助成→4 割助成へ等 (26. 10. 1 施行)
子育て支援	子ども・子育て支援新制度における保育所などの優先利用の配慮、当事者の相互交流・情報交換の機会確保、就職活動の際の日常生活支援事業の拡充など 【制度改正等】 ・ 保育所に続き学童保育所入所に当たっても特別な配慮を行うよう母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定 (26. 10. 1 施行) ・ 学習支援ボランティア事業の拡充 (26 年度予算化) ・ ひとり親家庭情報交換事業を「生活向上事業」として法定化 (26. 10. 1 施行)
養育費確保の支援	当事者への周知と相談事業への誘導、面会交流の周知と支援など。 【制度改正等】 ・ 面会交流の周知啓発と相談体制の推進 (26 年度予算化)
経済的支援	貸付金の父子家庭への拡大、奨学給付金の創設など 【制度改正等】 ・ 福祉資金貸付金を拡大し父子福祉資金貸付金を創設。 (26. 10. 1 施行) ・ 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し。 (26. 12. 1 施行) ・ 非課税世帯のひとり親家庭の高校生の授業料以外の教育負担の軽減。 (26 年度予算化)

(3) 施策の整理について

第2次改訂版に位置付けた以下の施策は制度改正や目的達成のため整理することとし、第3次改訂版においては位置付けません。

基本目標	施策名	整理する理由
就業支援の拡充	・ 市の臨時職員の雇用における配慮	平成 22 年度における非常勤職員の任用の見直しで、地方公務員法に基づき臨時職員の単年雇用が原則となったことによる。
養育費確保のための	・ 養育費セミナーの推進	平成 25 年度から個別法律相談会に

基本目標	施策名	整理する理由
支援策の推進		再編成しスタートしたことによる。
経済的支援の推進	- 父子家庭支援手当の支給事業の推進 - 遺児手当の適正化	- 平成 22 年 8 月から父子家庭の父が児童扶養手当の支給対象者となったため、養育者支援手当に改編したことによる。 - 中学生まで支給する子ども手当制度の創設により、平成 21 年度末をもって制度を廃止したことによる。

4 施策の体系

基本目標

具体的施策の方針

1 情報提供、相談機能、支援体制の充実

情報提供の充実
相談、支援体制の強化
地域における支援体制の充実
ひとり親家庭の交流会の推進
母子家庭等地域生活支援事業の推進
母子寡婦福祉会の財源基盤の強化

2 就業支援の拡充

関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進）
母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用
在宅就業推進事業導入の検討
雇用促進奨励金の活用
職業訓練の強化
無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と情報提供

3 子育て支援の充実

ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進
保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化
保育所、学童保育所における延長保育の充実
保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実
児童の居場所づくり
招待事業の充実
ファミリー・サポート・センターの利用促進

4 居住支援の充実

市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保
市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討
住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進
ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進
DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進

5 養育費確保のための支援策の推進

養育費等相談体制の充実
広報、啓発活動の推進
弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施

6 経済的支援の推進

児童扶養手当等の支給事業の適正な推進
母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進
保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知
ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し
未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用

施策の事業番号一覧

基本目標	具体的施策の方針	事業番号	ページ
1 情報提供、 相談機能、 支援体制 の充実	情報提供の充実	1-	51
	相談、支援体制の強化	1-	52
	地域における支援体制の充実	1-	53
	ひとり親家庭の交流会の推進	1-	54
	母子家庭等地域生活支援事業の推進	1-	55
	母子寡婦福祉会の財源基盤の強化	1-	56
2 就業支援 の拡充	関係機関による連携の強化（就業支援事業の推進）	2-	57
	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化	2-	58
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用	2-	59
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用	2-	60
	在宅就業推進事業導入の検討	2-	61
	雇用促進奨励金の活用	2-	62
	職業訓練の強化	2-	63
	無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と情報提供	2-	64
3 子育て支援 の充実	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	3-	65
	保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化	3-	66
	保育所、学童保育所における延長保育の充実	3-	67
	保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実	3-	68
	児童の居場所づくり	3-	69
	招待事業の充実	3-	70
	ファミリー・サポート・センターの利用促進の強化	3-	71
4 居住支援 の充実	市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保	4-	72
	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	4-	73
	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進	4-	74
	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進	4-	75
	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進	4-	76
5 養育費確保 のための支 援策の推進	養育費等相談体制の充実	5-	77
	広報、啓発活動の推進	5-	78
	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施	5-	79
6 経済的支援 の推進	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進	6-	80
	母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進	6-	81
	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知	6-	82
	ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し	6-	83
	未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用	6-	84

第4章 具体的施策の展開

1 情報提供、相談機能、支援体制の充実

ひとり親家庭等となった直後を重点に、相談や支援策等に関する情報提供を積極的に推進するとともに、相談スキルの向上など相談機能の充実を図り、個々の状況に応じたきめ細やかな一層の対応に努めます。また、必要に応じて関係機関へ適切につなぐ支援体制の充実を図ります。

事業番号 1 -	情報提供の充実	事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努めています。

実績

(平成21年度～25年度)

- 市報に事業、制度等について適宜掲載(改正等の内容を含む)
- 市ホームページ「くらしの便利帳」,「市政の疑問にお答えします」に掲載
- 「ひとり親家庭支援のしおり」リーフレットの改訂

事業実施に係る課題

- 意識調査の結果によると、離婚直後の時期に的確な情報提供を行なう必要がある家賃助成制度など、認知度が低調な事業も見受けられるため、引き続き周知徹底を図る必要があります。

今後の事業方針

- 各種支援策の情報提供を積極的に行うことは、ひとり親家庭等の自立に有効な手段であると考えられ、特に早期の段階で的確な支援を行うことが最も重要であることから、児童扶養手当現況届出時の窓口を活用しての情報提供に努め、各種支援策の活用促進を図るとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図ります。

事業番号 1 -	相談、支援体制の強化	事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応しています。

なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施しています。

実績

■ 母子・父子自立支援員による相談件数 (単位：件)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
生活一般に関する相談	936	878	647
児童に関する相談	81	117	95
経済的自立に関する相談	431	642	389
その他	6	3	5
計	1,454	1,640	1,163

事業実施に係る課題

- ひとり親家庭等となつて間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要なため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要があります。

今後の事業方針

- ひとり親家庭等が抱える様々な問題に関する相談に、適正な助言及び情報提供を行うなど総合的な相談窓口としての役割を担う、母子・父子自立支援員の資質の向上や相談機能の向上に努めます。
- 母子・父子自立支援員の資質向上や相談技能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加します。
- 野田市パーソナルサポートセンターと母子・父子自立支援員の連携により自立に向けた総合的な相談を行っていきます。

事業番号 1 -	地域における支援体制の充実	事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課・社会福祉課
事業の内容・実績			

- 地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等とによる個別同行訪問を通じた見守りを実施しています。

実績

■ 母子・父子自立支援員の家庭訪問件数 (単位：件)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
主任児童委員との同行訪問	246	214	200
母子・父子自立支援員単独訪問	46	35	37

事業実施に係る課題

- ひとり親家庭の実態把握については、プライバシー重視の観点から、主任児童委員等への個人情報の提供を拒否する家庭も少なくなく、難しい点もありますが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要があります。

今後の事業方針

- ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親になった直後の家庭や要保護児童の家庭を地域の主任児童委員や母子・父子自立支援員が個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施します。
- 主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を進めるため、合同研修会を実施します。

事業番号 1 -	ひとり親家庭の交流会の推進	事業区分	拡充
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- 母子寡婦福祉会では、「花火を楽しむ会」、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等を進めています。
- 母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めています。

実績

■ 母子寡婦福祉会事業への参加人数 (単位：人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
クリスマス会	100	137	126
花火大会	205	205	374

■ ひとり親家庭情報交換事業の開催回数と参加人数

23 年度	24 年度	25 年度
116 (6 回)	106 (6 回)	135 (6 回)

事業実施に係る課題

- ひとり親家庭等は、離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要があります。
- 「ひとり親家庭情報交換事業」について制度の周知を図り、参加促進に努める必要があります。

今後の事業方針

- 児童扶養手当現況届出時の窓口を活用し、母子寡婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進します。
- ひとり親家庭情報交換事業については、国が「ひとり親家庭生活支援事業」として拡充することから、ニーズを把握し、開催回数の拡大や参加者の増加に努めます。

事業番号 1 -	母子家庭等地域生活支援事業の推進	事業区分	拡充
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士などの法律の専門家を招いた事業を実施する「母子家庭等地域生活支援事業」を推進します。

平成 25 年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容としました。

実績

■ 養育費に関する個別法律相談の実施（参加人数）

23 年度	24 年度	25 年度
5	6	6

■ 母子寡婦福祉会への委託による月 1 回の養育費相談の実施（参加人数）

23 年度	24 年度	25 年度
26	20	25

事業実施に係る課題

- 「母子家庭等地域生活支援事業」の国庫補助については、就業支援のパソコン講習会の実施により補助対象限度額に達しているため、相談事業は市単独事業となっています。

今後の事業方針

- ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による相談事業の実施は効果的であり、今後も継続するとともに参加者を増やすため、就業相談を併設するなどの工夫と啓発を進めます。

国の補助制度については、今後の動向を注視するとともに、就業支援の対象事業の成果等の検証と併せて効果的な活用を検討します。

事業番号 1 -	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化	事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- 養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援しています。

実績

■ 母子寡婦福祉会による自動販売機設置状況 (単位:台)

区分	22年度以前	23年度	24年度	25年度	計
設置台数	36	9	3	1	49

各年度末の設置台数

■ 市委託事業

- 「ひとり親家庭情報交換事業」(平成 20 年度～)
- 「母子家庭等日常生活支援事業」(平成 16 年度～)

事業実施に係る課題

- 公共施設への自動販売機の設置については新規設置が少なくなっていますが、引き続き配慮する必要があります。
- 市委託事業では、平成 23 年 10 月に支援内容を拡充した「母子家庭等日常生活支援事業」の利用が低調のため、さらなる周知が必要です。

今後の事業方針

- 「野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書」に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財源基盤の強化に努めます。
- 市事業について引き続き委託していきます。

2 就業支援の拡充

ひとり親家庭等が安定的な収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、福祉部門と雇用部門の連携を緊密にし、職業能力向上のための訓練や効果的な就職あっせん、就業機会の創出などについて支援の充実を図ります。

事業番号 2 -	関係機関による連携の強化 (就業支援事業の推進)		事業区分	既存
対象	母子・父子・寡婦	担当課	児童家庭課	
事業の内容・実績				

- ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収集、開拓に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適性に合った就業支援に努めています。

実績

- ハローワークや無料職業紹介所等と連携した母子自立支援プログラム策定事業に加え、野田市パーソナルサポートセンターとの連携（ひとり親家庭等に対する福祉面の支援や就労に関する支援等）を図っています。
無料職業紹介所と連携したひとり親家庭等向け求人情報の開拓を行っています。（平成 25 年度 58 件）

事業実施に係る課題

- 依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭等の雇用と収入の増に結びつく情報の開拓に努める必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携によるひとり親家庭等向け求人情報の開拓と提供を行い、ひとり親家庭等の職業適性に合った就業支援に努めるとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行っていきます。

事業番号 2 -	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化		事業区分	拡充
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	
事業の内容・実績				

- 母子家庭の母の就業を支援するため、個々の母子家庭の状況、ニーズに応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施しています。

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行により、平成 25 年度から父子家庭も支援の対象としています。

実績

■ プログラム策定事業の実績

(単位：件)

区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
策定数	87	61	51	42	42
就業実績	46	24	23	26	31
うち正規雇用	9	4	4	10	7
うち非正規雇用	37	20	19	16	24

就業実績は 26 年 9 月末現在の就労状況

事業実施に係る課題

- 意識調査の結果によると、特に母子家庭において依然として就労収入が低いため、経済的自立に向け収入増につながる支援が必要です。

今後の事業方針

- 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談など、総合的な支援のためのプログラムを策定していきます。
- 新たに支援対象となった父子家庭への制度周知にも努めます。

事業番号 2 -	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用		事業区分	拡充
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	
事業の内容・実績				

- ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業の活用促進を図ります。
平成 25 年度から父子家庭も対象となりました。

実績

■ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業の実績 (単位：人)

区分	23 年度		24 年度		25 年度	
支給件数	26		29		21	
取得資格	看護師	8	看護師	6	看護師	7
	准看護師	10	准看護師	14	准看護師	9
	美容師	2	美容師	2	美容師	2
	保育士	3	保育士	3	歯科衛生士	2
	歯科衛生士	1	歯科衛生士	2	教諭	1
	教諭	2	教諭	2		
就業実績	正規	6	正規	10	正規	6
	非正規	0	非正規	1	非正規	0

就業実績は 26 年 9 月末現在の就労状況

事業実施に係る課題

- 長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用による就労に結びついた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要があります。

今後の事業方針

- 支援の対象として拡充された父子家庭を含め、経済的自立に向けた施策の中心的な事業として引き続き活用の促進を図ります。
制度改正により、平成 26 年 10 月から促進費が非課税扱いとなることも好材料として周知に努めます。

事業番号 2 -	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用		事業区分	拡充
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課	

事業の内容・実績

- ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施しています。「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行を受け、平成 25 年度から父子家庭も支援の対象としています。

実績

■ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の実績 (単位：人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
指定講座	17	5	4
支給件数	10	10	3
就業実績	正規雇用 2	正規雇用 1	正規雇用 0
	非正規雇用 7	非正規雇用 0	非正規雇用 2
取得資格	ホームヘルパー2 級 15	行政書士 1	医療事務 1
	介護用具専門相談員 1	フォークリフト 1	介護ヘルパー初級 2
	医療事務 1	医療事務 1	

就業実績は 26 年 9 月末現在の就労状況

事業実施に係る課題

- 平成 24 年度から、ハローワークの同事業に給付対象が雇用保険加入期間 1 年以上に改正され、さらに平成 25 年 10 月からは、受講費に対する助成割合が 2 割から 4 割に拡大されたことから、市事業の利用者が減少していくと考えられますが、就労経験の少ないひとり親家庭の親の就労支援のため、引き続き周知が必要です。

今後の事業方針

- 父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努めます。

事業番号 2 -	在宅就業推進事業導入の検討	事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- 国の「在宅就業推進事業」は、在宅での就業希望者や在宅就業において必要とされるスキルアップの希望者を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基本的なノウハウを提供し、コーディネートする事業であり、在宅就業希望者等に必要な支援を行うものです。

事業実施に係る課題	
-----------	--

- 平成 25 年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を变えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は 2 % とニーズが低い状況です。

今後の事業方針	
---------	--

- 現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業やデータ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していくことでニーズの動きを把握していきます。

事業番号 2 -	雇用促進奨励金の活用	事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	商工課
事業の内容・実績			

- 公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の 10%（限度額 15,000 円）を奨励金として交付することで雇用の促進を図っています。

実績

■ 雇用促進奨励金の実績

（単位：件）

区分	23 年度	24 年度	25 年度
ひとり親家庭の支援件数	7	7	12

事業実施に係る課題

- ひとり親家庭の雇用促進として効果があると考えられるため、事業主に対して制度の周知を図る必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き、市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図るため、協力要請を行い、ひとり親家庭の雇用の促進に努めます。

事業番号 2 -	職業訓練の強化	事業区分	拡充
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課、商工課
事業の内容・実績			

- ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施しています。また、受講料にかかる経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮しています。

25 年度からは、パソコン操作にかかる資格取得の講座をニーズの多い夜間のコースで年 2 回開催し、面接や履歴書の書き方などを指導する「就職準備セミナー」を併設して事業効果の拡大を図っています。

実績

■ 就業支援パソコン講習会

(単位：人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
受講者	22	24	22
Word 合格者	15	19	18
Excel 合格者	15	18	17
就業実績	11	5	7

就業実績は修了後資格を活かしている受講者の 26 年 9 月末現在の人数

事業実施に係る課題

- 受講者数が伸び悩んでいるため、他の講座の開催も含め、今後の在り方について検討する必要があります。

今後の事業方針

- パソコン資格の取得により就労に結びついた実績もあり、基本的に継続の方向ですが、資格取得のニーズと就労状況を把握し、また、資格取得までの受講期間や時間帯など、受講生の生活を考慮した上で今後の講座の内容を決めていきます。

事業番号 2 -	無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と情報提供		事業区分	拡充
対象	母子、父子、寡婦	担当課	商工課、児童家庭課	
事業の内容・実績				

- 市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭それぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めています。

平成 22 年度から、ひとり親家庭等の求職活動を支援するため、市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携し、市内の事業所を訪問して、ひとり親家庭の雇用を促進するための啓発を行い、ひとり親家庭向けの求人開拓を行うことで職業適性に配慮した職種の提供に努めています。

実績

■ 事業実績 (事業者数・人)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
訪問事業所数	200	236	314
求人者数	1,839	2,638	2,393
紹介者数	34	19	33
就職者数	12	8	6

求人者数はひとり親家庭に限定したものではない。

事業実施に係る課題

- 平成 25 年度の意識調査の結果によると、求職活動での問題点については、母子家庭では「子どもが小さいことが問題にされたこと」が 35.5%と最も多くなっており、ひとり親家庭の就職に理解と配慮のある求人の開拓の必要性が現れています。また、44.2%が「仕事を変えたい」希望があり、そのうち 42.2%が「収入がよくない」を理由にしています。

今後の事業方針

- 今後も無料職業紹介所と連携し、ひとり親家庭向けの求人開拓と事業所への啓発を行い、職業適性や家庭環境に配慮した情報の提供に努めます。
- 求人開拓と情報提供に当たっては、収入増につながるような内容の収集に努めます。

3 子育て支援の充実

ひとり親家庭等の自立のためには、より好条件の職に就き、経済的に安定することが重要です。そのため、就業や求職活動、職業訓練などが十分にできるよう保育所等への円滑な入所や多様な保育のサービスの充実に努めます。

特に父子家庭については、母子家庭等日常生活支援事業の利用促進など育児支援の活用促進を図ります。

事業番号 3 -	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	事業区分	既存
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っています。

また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施しています。

実績

■ 日常生活支援事業の利用状況

区分	子育て支援	生活援助
23 年度	11 人 92 日間 610 時間	5 人 53 日間 295 時間
24 年度	8 人 72 日間 460 時間	4 人 115 日間 421 時間
25 年度	9 人 48 日間 319 時間	8 人 33 日間 203 時間

事業実施に係る課題

- 平成 25 年度実施の意識調査の結果によると、仕事と子育てに関する悩みについては、「残業などで帰宅が遅く、家で待っている子どもが心配」、「子どもの急な病気などでも、仕事を休むことができない」を合わせると約 50%、また、求職活動中の問題については、「子どもの保育の手立てがなかったこと」が約 17%であるなど、本事業のニーズはあるものの、利用自体は伸びていません。

今後の事業方針

- 母子家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であることから、関係機関と連携し、事業の一層の周知に努めるとともに、家庭生活支援員の支援スキル向上のための研修会を実施します。

事業番号 3 -	保育所、学童保育所における児童の受入れの円滑化	事業区分	拡充
対象	母子、父子	担当課	保育課 児童家庭課
事業の内容・実績			

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づき、保育所の入所選考に当たっては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮をしています。また、求職中や職業訓練中においても柔軟な受入れを行っています。

平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援新制度の「教育・保育給付」においても、ひとり親家庭について優先的な基準により運用することとされています。

実績

平成 25 年度ひとり親家庭の児童の入所実績

保育所	421 人
学童保育所	323 人

事業実施に係る課題

- 保育所については求職中や職業訓練中のひとり親家庭の入所について、入所後の就業などの状況も踏まえ、保育所入所基準指数の見直しを検討する必要があります。
- 学童保育所については、今後も引き続き待機児童が無い運用を続けるため過密化の解消等に努めていきます。

今後の事業方針

- ひとり親家庭の職業訓練中の入所申請については、資格取得等が経済的自立と収入増につながるため、学生と同様の指数に基準化することについて検討します。
- 学童保育所についても、引き続き保育所と同様に求職中や職業訓練中における入所に配慮し、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図ります。

事業番号 3 -	保育所、学童保育所における延長保育の充実	事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	保育課 児童家庭課
事業の内容・実績			

- 全保育所において、午前 7 時から午後 7 時まで延長保育を実施しています。また、指定管理の保育所及び私立保育所では午後 8 時まで、一部の保育所では午後 8 時以降の保育を実施しています。
- 民間委託した学童保育所においては、保護者の申出により午後 7 時まで保育時間を延長しています。

実績

(平成 25 年度 保育所延長保育利用延べ人数)

	公立保育所	私立保育所
午後 7 時まで	2,893 人 (12 か所)	1,281 人 (7 か所)
午後 8 時まで	199 人 (11 か所)	446 人 (6 か所)
午後 8 時以降	0 人 (1 か所)	15 人 (1 か所)

(平成 25 年度 学童保育所延べ児童数)

委託学童保育所 10,369 人 (18 施設)

直営学童保育所 3,578 人 (14 施設)

事業実施に係る課題

- 遅い時間帯までの延長保育の拡大については、利用状況等を見極めながら、検討していく必要があります。
- 学童保育所については、直営施設利用者のニーズを注視しつつ、民間委託を進める必要があります。

今後の事業方針

- 引き続き全保育所で延長保育を実施し、今後、指定管理者制度に移行する公立保育所については利用ニーズを見極めながら、午後 7 時以降の保育時間の延長を検討します。
- 学童保育所については、行政改革大綱の方針に沿って保育時間の延長を実施している民間委託を進めます。

事業番号 3 -	保育所等における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実	事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	保育課

事業の内容・実績

- 日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で保育をすることが困難となった乳幼児の保育を行う休日保育を 2 保育所で実施しています。
- 保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立保育所において実施しています。
- 病気又は病気回復期のため集団保育ができず、家庭での保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保育を実施しています。

実績

(平成 25 年度延べ利用人数)

- 休日保育
あたご保育所 617 人、尾崎保育所 258 人
- 一時保育
私立保育所 4 か所 2,189 人
- 病児・病後児保育
小張総合病院敷地内「ひばりルーム」 381 人

事業実施に係る課題

- 休日保育・一時保育
就労、家事、子育ての負担を一人で背負うひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要があります。
- 病児・病後児保育
利用者数は毎年の疾病の流行状況等で増減しますが、定員 4 人に対する 1 日の利用者人数には余裕があるので、今後も引き続き周知していく必要があります。感染症などの流行時における対応について検討する必要があります。

今後の事業方針

- 休日保育・一時保育
多様な保育サービスの周知を図り利用促進に努めるほか、利用児童数の推移を注視し、ニーズを把握し定員や実施施設について検討します。
- 病児・病後児保育
今後も利用者の利便性向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、対応方法について検討を進めます。

事業番号 3 -	児童の居場所づくり	事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課 学校教育課

事業の内容・実績

- 親の就労時間中等に親不在の状態で家庭に居ることの多いひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、子ども館などの地域の社会資源や人的資源を活用した児童の居場所づくりの推進に努めています。

事業実施に係る課題

- 平成 25 年度実施の意識調査によれば、親と児童のみで構成される世帯が母子家庭では 71.2%、父子家庭では 69.0%と平成 20 年度実施の意識調査の結果と比較して増加し、核家族化が進行しています。
- 小学校高学年・中学生・高校生のひとり親家庭の児童・生徒に、放課後の過ごし場所として子ども館などの利用促進を図る必要があります。

今後の事業方針

- 子ども館における異年齢の交流を深めるための行事などを検討し、より利用しやすい環境を構築します。
- 子ども館で企画している合同行事等を通して、中学生や高校生にもより多く利用いただけるように努めます。
- 高学年の対応について子ども館職員のスキル向上を図っていきます。
- エンゼルプランにおいて位置付けた「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」を踏まえ、各小学校の学校評議員会において放課後の過ごし方の在り方などを検討し、オープン・サタデー・クラブについては、全 20 校の小学校施設内で実施できるよう取り組みます。

事業番号 3 -	招待事業の充実		事業区分	既存
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課	
事業の内容・実績				

- ひとり親家庭の児童の福祉向上のため、母子寡婦福祉会が実施するひとり親家庭等の児童などの招待事業（親子ふれあい研修）への参加を推進しています。

実績

■ 母子寡婦福祉会による招待事業の参加人数（単位：人）

23 年度	富士急ハイランド	82
	千葉県動物公園	35
24 年度	東京ディズニーランド	121
25 年度	東京ディズニーランド	141
	千葉県文化会館	25

事業実施に係る課題

- 母子寡婦福祉会の事業によりひとり親家庭等の交流が図られており、引き続き招待事業への参加を推進する必要があります。

今後の事業方針

- ひとり親家庭の児童の福祉の向上を図るため、母子寡婦福祉会において実施している招待事業の推進を図るとともに、ひとり親家庭等の児童の事業への参加を促進します。

事業番号 3 -	ファミリー・サポート・センターの利用促進の強化		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課	
事業の内容・実績				

- ひとり親家庭の育児負担の軽減と育児と仕事の両立を支援するファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、市町村民税非課税世帯等を対象にした利用料助成制度の周知を行うことで、事業の活用促進に努めています。平成 23 年度からは、ひとり親家庭（ひとり親家庭等医療費助成金受給資格者）に対しても利用料助成の対象としています。

実績

■ ファミリー・サポート・センターの利用実績（ひとり親家庭）（単位：世帯）

区分	23 年度	24 年度	25 年度
利 用 世 帯 数	21	35	32
利用料助成世帯数	8	14	25

事業実施に係る課題

- ひとり親家庭の子育てにかかる負担の軽減に効果をあげていますが、利用者が固定・長期化する傾向があるため、新規利用者開拓のため、引き続き制度の周知を図る必要があります。
- ひとり親家庭の利用料助成の割合が増加傾向にあります。

今後の事業方針

- 制度の周知を広く一般に向けて市報に掲載するほか、既にファミリー・サポート・センター会員である方にも改めて機関紙を通じて事業内容を周知し、利用の拡大に努めていきます。

4 居住支援の充実

ひとり親家庭の早期の自立を促進するため、民間賃貸住宅の入居支援や市営住宅の優先入居等、生活基盤の安定を図るための施策の活用推進を図ります。

事業番号 4 -	市営住宅におけるひとり親家庭向け住戸の確保	事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	建築指導課
事業の内容・実績			

- 市営住宅において、ひとり親家庭向け住戸を確保します。

実績

■ひとり親家庭向け市営住宅状況 (単位：戸)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
増加戸数	0	1	0
累計	15	16	16

事業実施に係る課題

- ひとり親家庭向け住戸を確保しても該当世帯が転居したり、子どもが 20 歳になり、ひとり親家庭でなくなるケースが出てくるため、市営住宅募集時に当該住戸の現状を把握して、ひとり親家庭向け住戸を適切に割り振る必要があります。

今後の事業方針

- 募集戸数などを考慮しながら、ひとり親向け住戸を新たに確保します。

事業番号 4 -	市営住宅における多回数落選者の抽選率 優遇の検討		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	建築指導課	
事業の内容・実績				

- 一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討します。

実績

■募集、入居状況(ひとり親家庭)

(単位：人)

区分		23 年度	24 年度	25 年度
応 募 者 数		12	15	34
当 選 者 数		5	4	13
落 選 者 数		7	11	21
落 選 者 の 落 選 回 数	初	4	8	8
	2	3	2	9
	3		2	3
	4			1
	5			

事業実施に係る課題

- 平成 25 年度の応募者で落選経験のあるひとり親家庭は 15 人ですが、多回数の落選者は少ない状況です。今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えるような場合は、同じように落選している他の住宅困窮者（高齢者、障害者）との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する必要があります。

今後の事業方針

- 応募状況により優遇措置について引き続き検討します。

事業番号 4 -	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進	事業区分	既存
対象	母子、父子、DV被害女性等	担当課	建築指導課
事業の内容・実績			

- 家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施しています。

実績

■ 制度利用状況（ひとり親家庭）（単位：件）

区分	23 年度	24 年度	25 年度
相談件数	7	1	2
利用申込件数	4	0	1
賃貸契約した件数	3	0	0

事業実施に係る課題

- 現在は不動産店が取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。また、契約時の条件として、親族などの緊急連絡先の確保が必要などの条件があり、確保できない場合は契約ができないなどの問題があります。

今後の事業方針

- 引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供するなど継続し実施します。

事業番号 4 -	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進	事業区分	既存
対象	母子、父子、DV被害女性	担当課	建築指導課
事業の内容・実績			

- 緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図ります。

実績

■ 家賃助成制度の利用状況 (単位：件)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
実 績	15	14	18

事業実施に係る課題

- 平成 25 年度実施の意識調査によれば、民間賃貸住宅の入居に関し、最も苦労したことは「費用の工面に苦労した」が母子家庭で 32.3%、父子家庭で 25.0%と最も多くなっており、契約時の費用の工面に苦慮している状況から、当該事業の周知が必要です。

今後の事業方針

- 引き続き制度の周知を図り継続し実施します。

事業番号 4 -	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進		事業区分	既存
対象	母子	担当課	男女共同参画課 児童家庭課	

事業の内容・実績

- 同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図ります。

実績

■ 母子生活支援施設活用件数

区分	23 年度	24 年度	25 年度
件数	1	1	0

事業実施に係る課題

- 同伴児を抱えるDV被害女性については、単独での自立が困難で、かつ本人の子育て能力が低下していることなどから、生活再建を図るためには、母子生活支援施設への入所等、段階的継続的な支援が求められます。
そのため、本人の入所意思及び自立意欲等を見極めつつ、それぞれのケースに応じたきめ細かな対応とともに、母子生活支援施設の活用を図ることが必要と考えられます。

今後の事業方針

- 引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるDV被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図ります。

5 養育費確保のための支援策の推進

養育費については、子どもの健やかな成長にとって重要なものですが、定期的に取得しているケースが少ない状況であることから、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の改正趣旨を踏まえ、確実に養育費が取得できるよう、養育費の取決めや取得促進に関する施策を推進します。

事業番号 5 -	養育費等相談体制の充実	事業区分	拡充
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- 養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じます。
- 子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、養育費以外の相談についても積極的に対応します。

実績

■ 養育費のための法律相談 (単位：件)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
相談件数	26	20	25

事業実施に係る課題

- 平成 25 年度実施の意識調査の結果によれば、養育費を定期的に受けている母子家庭の割合は約 20%と、依然として養育費を取得できているケースが少ないため、継続して養育費を取得できるための施策が必要です。
また、養育費を受けていない理由として「相手と関わりたくない」が 35.6%と、前回平成 20 年度の調査時の 26.3%より 9%以上高くなっています。
- 「面会交流」について、現在行っているのは母子家庭で 21.2%、父子家庭で 31.2%にとどまっています。

今後の事業方針

- 母子寡婦福祉会が取り組む「無料法律相談事業」を引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の推進に努め、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努めます。

事業番号 5 -	広報、啓発活動の推進	事業区分	既存
対象	母子・父子	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- 養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努めています。

事業実施に係る課題	
-----------	--

- 平成 25 年実施の意識調査の結果において、依然として養育費を取得できる割合が少ないなど、経済的自立と子どもの健全な成長のための制度や相談窓口のなどの情報提供が必要です。

今後の事業方針	
---------	--

- 引き続き、児童扶養手当の窓口などを活用してしおりを配布し、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握します。

事業番号 5 -	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施	事業区分	拡充
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課

事業の内容・実績

- 養育費の取得など法律に問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施します。

平成 25 年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談なども併設した内容としました。

実績

- 平成 25 年度 個別法律相談の参加人数 6 人（弁護士 2 人）

事業実施に係る課題

- 弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であることから、児童扶養手当の通知や窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要があります。

今後の事業方針

- 母子寡婦福祉会が取り組む月 1 回の「無料法律相談会」の支援とともに、法律に関する様々な問題への相談に弁護士が対応する機会として、引き続き実施していきます。

6 経済的支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、「児童扶養手当制度」や「養育者支援手当制度」に関する情報提供や円滑な給付事務を推進していくとともに、様々な資金使途に応じてひとり親家庭等の生活の安定や向上を図る「母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付制度」等の活用促進など、各種助成制度の周知に努めます。

事業番号 6 -	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進	事業区分	拡充
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。
- 平成 22 年 8 月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象になったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしています。

実績

■ 児童扶養手当・養育者支援手当受給者数（単位：人）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度
児童扶養手当	1,365	1,375	1,378
養育者支援手当	12	9	8

事業実施に係る課題

- 児童扶養手当については、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要があります。

今後の事業方針

- 適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金への対応に努めます。
- 児童扶養手当については平成 26 年 12 月から、公的年金を受給する養育者の年金受給額が児童扶養手当を下回る場合は、その差額を支給する制度改正が行われましたが、養育者支援手当については差額支給分との減額調整を行わずに制度を維持します。

事業番号 6 -	母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進	事業区分	拡充
対象	母子、父子、寡婦	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- 母子家庭及び父子並びに寡婦の自立や児童の修学など様々な用途に重要な役割を果たしている母子・父子・寡婦福祉資金等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行います。
- 貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めています。
- 平成 26 年 10 月から父子家庭についても貸付の対象となりました。

実績

■ 情報提供の実績

(単位：件)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
就学支度資金	5	5	5
修学資金	4	7	4
就業資金	-	-	-
技能習得資金	5	-	2
生活資金	2	-	1
転宅資金	1	-	-
計	17	12	12

事業実施に係る課題

- 全国的に返済金の滞納が増加している報道もあり、相談者には制度の説明をしっかりと行い、計画的な返済に協力していただく必要があります。

今後の事業方針

- ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付申込にあたっては、返済計画の作成や他の制度の紹介なども組み合わせた相談を行い、きめ細かく支援します。

事業番号 6 -	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知		事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課	
事業の内容・実績				

- ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合があります。
また、学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っています。

(実績) 保育所保育料減額件数 19 件 (平成 25 年度)
学童保育所保育料減額件数 6 件 (平成 25 年度)

事業実施に係る課題	○ ひとり親家庭になった場合の減免措置については、保育所、及び学童保育所の入所案内等において周知を図っていますが、新たにひとり親家庭になり、入所を希望している家庭では「減額や減免制度を知らない」という声もあるため、更なる周知を図る必要があります。
-----------	---

今後の事業方針	○ 保育所、学童保育所の保育料減免制度の周知について、入所案内、市報、ホームページなどの情報媒体の積極的な活用を図るとともに、新たなひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当の現況届出等の機会を利用し減免制度等の周知に努めます。
---------	--

事業番号 6 -	ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し	事業区分	既存
対象	母子、父子	担当課	児童家庭課
事業の内容・実績			

- 医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病院などで受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めています。

実績

■ 医療費延受給者数

(単位：人)

区分	18 年度	19 年度	20 年度
実 績	3,360	3,624	3,393

事業実施に係る課題

- 現状の助成方法は病院窓口で一旦、保険診療自己負担分を支払い、後で児童家庭課窓口で領収書を示して償還払を受ける方法ですが、ひとり親家庭等の利便性向上を図るため、受給券を病院窓口で提示して助成制度の自己負担金（診療 1 件あたり 1,000 円まで）を支払う「現物給付」への移行が求められています。

今後の事業方針

- 現物給付化については、助成制度の財源の 2 分の 1 を負担する県の動きを注視し、各市とも歩調を合わせて要望していきます。

事業番号 6 -	未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用	事業区分	新規
対象	母子・父子	担当課	保育課 児童家庭課

事業の内容・実績

- 未婚の母及び父については、児童扶養手当の支給、就労支援、保育所入所申請時における優先的な配慮など、ひとり親家庭に対する支援施策において異なる扱いはありませんが、税法上では寡婦控除及び寡夫控除の対象となっており、保育所保育料など税額が算定の基準になっている制度では、離婚や死別でひとり親家庭となった方よりも高額な負担となる場合があります。

税法における取扱いについては国においても様々な議論があり、今後の動きを注視していきますが、保育料などの算定にあたり、未婚の母及び父に寡婦控除及び寡夫控除を「みなし適用」することは、子育てと生計を一人で担う苦労を背負うひとり親家庭に対して共通する支援施策の一つとして、本プランの趣旨に合致することから、負担軽減につながる事業として適用するように取り組んでいきます。

参考：野田市の未婚の母の状況

122 人(平成 26 年 8 月現在、児童扶養手当受給者数から(未婚の父は 0 人))

事業実施に係る課題

- 他市の実施例では、ひとり親家庭支援、子育て支援、税の公平性の確保、低所得者対策など様々な観点から適用しており、市によってみなし適用の範囲が異なっています。
- 保育所保育料以外で税額を根拠に減免額や利用料を決定しているものに学童保育所保育料などがありますが、市民税の非課税・課税の区分のみで設定している制度もあり、みなし適用する範囲を設定するに当たり効果を検討する必要があります。

今後の事業方針

- みなし適用については、寡婦控除、寡夫控除いずれの制度も対象とします。
- 適用する範囲については子どもと子育てにかかる事業の中で税額により利用者負担額を決定するもので、みなし適用の効果が見込める事業とします。
- 適用方法として、各事業の例規を改正する、減免規定の運用により適用するなどを事業ごとに整理した上で実施します。
- 実施にあたっては、本人からの申出及び未婚の母又は父であることの確認(戸籍謄本の提出、本人了承の上での児童扶養手当情報の確認等)に基づき適用します。